決算短信・四半期決算短信
作成要領等

２０２６年７月
株式会社東京証券取引所

【凡例】

金商法・・・・・・・・・・金融商品取引法
開示府令・・・・・・・・・企業内容等の開示に関する内閣府令
取引規制府令・・・・・・・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
財表規則・・・・・・・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
連結財規・・・・・・・・・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
期中会計基準・・・・・・・「期中財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第３７号）
ＩＦＲＳ・・・・・・・・・連結財規第３１２条に規定する指定国際会計基準
上場規程・・・・・・・・・有価証券上場規程
施行規則・・・・・・・・・有価証券上場規程施行規則

１．上場規程に基づく開示義務及び要請事項並びに開示に関する注意事項等

（１）上場規程に基づく開示義務

上場会社は、事業年度、中間会計期間若しくは四半期累計期間（第２四半期累計期間を除く）又は連結会計年度、中間連結会計期間若しくは四半期連結累計期間（第２四半期連結累計期間を除く）に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

また、四半期累計期間（第２四半期累計期間を除く）又は四半期連結累計期間（第２四半期連結累計期間を除く）に係る決算の内容の開示にあたっては、施行規則で定める四半期財務諸表等の記載が義務付けられています。

【上場規程第４０４条第１項、第２項】

また、開示した後に、開示した内容について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、「決算発表資料の訂正」として開示することが義務付けられています。なお、開示した事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容につき、有価証券報告書又は半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合の「決算発表資料の訂正」の開示については、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと東証が認める場合を除き、当該決算に係る有価証券報告書又は半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとしています（詳細については、後述の「発表した決算内容の変更又は訂正に関する取扱い」を参照してください。）。

【上場規程第４１６条第１項、第２項】

（２）決算短信等の開示に関する要請事項

上場会社の決算に関する情報は、投資者の投資判断の基礎となる最も重要な会社情報であることを踏まえて、東証では、決算短信等の開示について、以下のような要請を上場会社に対して行っています。

① 決算発表の早期化の要請等

・ 東証では、上場会社の決算短信等の開示時期について、以下のような早期化の要請等を行っています。なお、当然ながら、個別の事情等により、以下の要請どおりの時期には決算又は四半期決算の内容を適切に開示することができない場合も想定されるところです。上場会社におかれては、開示される決算又は四半期決算の内容の正確性を欠くことのないようご留意ください。

〔決算短信の開示時期について〕

・ （１）のとおり、上場会社は、決算の内容が定まったときに、直ちにその内容を開示することが義務付けられていますが、投資者の投資判断に与える影響の重要性を踏まえ、上場会社においては決算期末の経過後速やかに決算の内容のとりまとめを行うことが望まれます。
・ とりわけ、事業年度又は連結会計年度に係る決算については、遅くとも決算期末後４５日（４５日目が休日である場合は、翌営業日）以内に内容のとりまとめを行い、その開示を行うことが適当であり、決算期末後３０日以内（期末が月末である場合は、翌月内）の開示が、より望ましいものと考えられます。
・ 上場会社各社におかれては、決算の内容の早期開示に向けて、決算に関する社内体制の整備及び充実にお努めいただくようお願いいたします。
・ なお、事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容の開示時期が、決算期末後５０日（５０日目が休日である場合は、その翌営業日）を超えることとなった場合には、決算の内容の開示後遅滞なく、その理由（開示時期が決算期末後５０日を超えることとなった事情）及び翌事業年度又は翌連結会計年度以降における決算の内容の開示時期に係る見込み又は計画について開示してください。

〔第２四半期（中間期）決算短信の開示時期について〕

・ 第２四半期（中間期）決算の内容の開示については、金商法に基づく半期報告書の法定提出期限が中間期末後４５日以内とされていることを踏まえ、上述の「決算発表の早期化の要請」の対象としておりません。
・ 上場会社は、日常のＩＲ活動など、投資者・株主との間の密接なコミュニケーションを通じて、第２四半期（中間期）決算の内容が投資者の投資判断に与える影響の重要度合い等を把握したうえで、適切な時期に第２四半期（中間期）決算の開示を行うことができるよう、必要な社内体制の整備及び充実等にお取り組みください。
・ なお、上場会社は、決算の内容が定まったときに、その内容を直ちに開示することが義務付けられておりますので、第２四半期（中間期）決算の内容が定まったにもかかわらず、その開示時期を遅延させることはできません。したがいまして、上場会社は、遅くとも、金商法に基づく半期報告書の提出までには、第２四半期（中間期）決算発表を行うことになるものと考えられます。

〔第１・第３四半期決算短信の開示時期について〕

・ 第２四半期（中間期）を除く四半期累計期間（以下「第１・第３四半期」という。）に係る決算の内容の開示については、通期及び第２四半期（中間期）とは異なり有価証券報告書や半期報告書などの法定開示に対する速報としての位置づけではないことを踏まえ、上述の「決算発表の早期化の要請」の対象としておりません。
・ 上場会社は、日常のＩＲ活動など、投資者・株主との間の密接なコミュニケーションを通じて、四半期決算の内容が投資者の投資判断に与える影響の重要度合い等を把握したうえで、適切な時期に四半期決算の開示を行うことができるよう、必要な社内体制の整備及び充実等にお取り組みください。
・ 上場会社は、決算の内容が定まったときに、その内容を直ちに開示することが義務付けられておりますが、半期報告書の法定提出期限に準じて、各四半期終了後４５日以内に開示することを原則とします。
・ そのため、第１・第３四半期決算短信の開示時期が、第１・第３四半期末後４５日（４５日目が休日である場合は、その翌営業日）を超えることが見込まれる場合又は４５日を超えることとなった場合には、直ちにその理由（開示時期が決算期末後４５日を超えることとなった事情）及び決算の内容の開示時期に係る具体的な見込み又は計画について開示してください。また、第１・第３四半期末後４５日を超える見込みとなった場合には、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。
・ レビューを受ける場合における、「決算の内容が定まったとき」の考え方については、以下のとおりです。

（レビューを義務で受ける場合）

信頼性確保の観点から公認会計士等によるレビューが義務付けられている趣旨に鑑み、レビューが完了次第、第１・第３四半期決算短信を開示することを原則とします。

（レビューを任意で受ける場合）

この場合の開示時期については、レビューが完了する前とするか、それともレビューが完了次第とするか、上場会社においてご判断ください（前者の場合、レビュー完了次第、改めてレビュー報告書を添付した第１・第３四半期決算短信の開示が必要となります。）。

〔決算短信及び第２四半期（中間期）決算短信には監査等が不要であることについて〕

・ 通期及び第２四半期（中間期）に係る決算の内容の開示について、上場規程においては、「決算の内容が定まった場合」に直ちにその内容を開示することを求めており、監査やレビューの手続の終了は開示の要件とはしていません。これは、決算短信及び第２四半期（中間期）決算短信には、事業報告等や有価証券報告書、半期報告書の法定開示に先立って決算の内容を迅速に開示する速報としての役割が求められるためです。決算短信及び第２四半期（中間期）決算短信における決算の内容の客観性は、監査等により確定した決算の内容が法定開示として後から開示されることで、担保されることとなります。

・ 東証では、決算短信及び第２四半期（中間期）決算短信が速報としての機能を十分に発揮できるよう、監査やレビューの終了を待たずに早期の決算短信等の開示をお願いしており、過半の上場会社が監査等の終了前に決算短信等の開示をしています。
・ その一方で、監査等の終了後に決算短信等を開示している会社も少なくありません。決算短信及び第２四半期（中間期）決算短信の意義は法定開示に対する速報にあるということを踏まえて、監査等の終了を待たずに、「決算の内容が定まった」と判断した時点での早期の開示を行うよう、改めてお願いします。
・ なお、実施されている監査手続又はレビュー手続の過程において、公認会計士等との間に大きな意見の隔たりが生じている場合などにあっては、決算短信等の開示の適否について慎重な検討が求められるほか、仮に開示を行う際には、そうした事情等について決算短信等の中において、適切に開示することが必要となります。

② 決算発表時期の分散化の要請

・ 上場会社の大半を占める３月期決算会社の決算発表時期（毎年４月下旬から５月中旬まで）及び四半期決算発表時期（毎年１月下旬から２月中旬まで、７月下旬から８月中旬まで、及び１０月下旬から１１月中旬まで）においては、多数の上場会社による決算発表又は四半期決算発表が、特定日に集中する傾向がみられます。こうした特定日への決算発表の集中は、株主・投資者による決算情報の収集や分析に影響を及ぼし、結果として開示された決算情報の投資判断への反映が遅延するなどして、証券市場における価格形成の円滑性、効率性が低下することが懸念されるところです。
・ また、実務的にも、特定日への決算発表の集中により、多数の上場会社が決算発表時に記者会見を行う東証内の記者クラブ（兜倶楽部）では、著しい混雑のため、記者会見の開催時間等が制約される、あるいは、記者会見が予定時刻どおりに開催できないといった弊害が生じています。
・ そこで、東証では、上場会社に対して、多くの上場会社による決算発表及び四半期決算発表の集中が見込まれる時期（毎月末、毎週末、決算期末・四半期末後４５日目）をできる限り避けて、あらかじめ決算発表スケジュールを設定するよう要請しています。
・ さらに、決算発表又は四半期決算発表の集中日において、とりわけ１５時３０分には、特に多数の上場会社による開示が集中することから、上記の実務上の弊害に加えて、会社情報の適時開示に係る基幹インフラであるＴＤｎｅｔシステムの安定的な運用にも影響が生ずるリスクがあります。そのため、東証では、集中日の１５時３０分に開示を予定している上場会社に対して、ＴＤｎｅｔによる開示時刻を１分以上前後に変更するようお願いする場合があります。
・ なお、ＴＤｎｅｔに登録された開示待ちの適時開示資料の１分間当たりの件数が、特定の開示指定時刻において一定以上の数となった場合には、その後に、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトにおいて当該時刻を指定して適時開示資料の登録を行おうとしたときに、以下のエラーメッセージが表示されます。

ご指定の「開示指定日時」は、既に登録件数の上限に達しているため、登録できません。別の時刻をご指定ください（１分単位で指定可能です）。 ※　以下の場合には、併せてそれらの時刻も変更してください。 ・同時に開示予定であった適時開示資料を既に登録している場合 ・資料投函、記者会見、自社ウェブサイトへの掲載等を予定している場合

・ 当該エラーメッセージが表示された場合は、「開示指定日時」を変更して、再度、登録の手続きを行ってください。なお、同時に開示予定であった適時開示資料を既に登録している場合は、それらの時刻も変更してください。また、ＴＤｎｅｔによる決算短信等の開示と同時に、兜倶楽部その他の記者クラブにおける資料投函や記者会見、自社ウェブサイトへの掲載等を予定している場合は、ＴＤｎｅｔによる開示前に開始されることのないよう、それらの時刻も変更してください。。

〔立会時間中における決算発表について〕

・ 東証では、情報通信技術の発達に伴う投資者への情報伝達の迅速化や、東証における売買取引の停止に係る制度見直し（売買停止時間の短縮化）などを踏まえ、上場会社に対して、立会時間中であるか否かにかかわらず、重要な会社情報の迅速な開示を要請しています。上場会社においては、例えば、午前中に開催された取締役会等において、決算又は四半期決算の内容が定まった場合などにあっては、決算発表又は四半期決算発表の集中日又は集中時間帯における開示をできる限り回避する観点からも、立会時間中であるか否かを問わず、直ちに開示を行うことをご検討ください。

③　将来予測情報の積極的な開示の要請

・ 我が国では、上場会社が自社の将来の経営成績・財政状態等について、主要な経営指標（例えば、売上高、利益、ＲＯＥなど）の見込みや、将来の経営成績に影響を与える財務指標（例えば、設備投資や研究開発に係る支出など）の見込みその他の将来の見通しに係る情報（以下「将来予測情報」といいます。）を開示することが、長年に亘る実務慣行として広く定着しています。

・ 投資者の投資判断は、一般に、上場会社の将来の企業価値（株式価値）の予測に基づいて行われることとなりますので、自社の状況及び将来の経営方針に関して最も詳細かつ正確な情報を有する上場会社自身によって開示される将来予測情報は、証券アナリスト等の高い企業分析能力を有する専門家によっても、完全に代替生産することは困難であり、投資者にとって有用な投資判断情報であると位置付けられます。

・ 東証では、上場会社と投資者との間の重要な情報格差を解消し、投資者との充実した対話を通じて証券市場における公正かつ円滑な価格形成を確保する観点から、上場会社が、それぞれの実情に応じて将来予測情報の積極的な開示に取り組むよう要請しています。

・ なお、具体的な将来予測情報の開示方法については、実務上、事業年度の決算発表に際して、翌事業年度における「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」の予想値（以下「次期の業績予想」といいます。）を開示する形式がかねてより広く採用されています。こうした「次期の業績予想」は、上場会社の将来の経営方針や、上場会社の取り巻く状況に係る経営者自身の合理的な評価や見通し等を基礎として、経営成果に係る直接的な予想を開示するものであり、実績の決算情報と併せて開示されることもあって、投資者による企業価値の評価に有用な情報を提供しているものと考えられますが、将来予測情報の開示方法はこれに限定されるものではありません。上場会社においてはそれぞれの実情や投資者との継続的なコミュニケーションを踏まえて、適切な将来予測情報の開示方法や開示内容について検討してください。

・ また、将来予測情報の開示内容や開示形式の変更を行う場合には、過去の実績数値や同業他社の開示内容との間の比較可能性の低下など、投資者の利便性にも影響が生ずることが想定されますので、例えば、設備投資計画やそれに伴う減価償却負担の変動見込み、事業環境に係る見通し（前提条件）や前提条件の変動による業績の感応度など、投資者の投資判断に有用な将来予測情報の開示の継続及び一層の充実のほか、「次期の業績予想」を含む将来予測情報の開示全般に関する自社の考え方の提示など、投資者との積極的なコミュニケーションの実践を通じて、安易な情報開示の後退との批判を招くことのないよう留意してください。

〔将来予測情報の適切な開示に関する要請について〕

・ 不合理な前提や不適切な算定方法に基づいた将来予測情報の開示については、これまでに偽計取引や風説の流布等の法的責任が追及された事例も存在しています。上場会社においては、将来予測情報の合理的な算出に努めることはもちろん、投資者における将来予測情報の適切な利用を促進する観点からも適切な配慮が望まれます。

・ こうした観点から、東証では、以下の点について、上場会社に具体的な対応を要請していますので留意してください。

１．セグメント・事業分野別の見通しや業績に大きな影響を与える可能性のある重要な経営上の施策など、将来予測情報の背景についての決算短信（定性的情報）等における具体的な説明

２．将来予想情報から実績を大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、投資者がわかりやすい将来予測情報の利用に関する注意文言の表示

３．当初予想時点から業績に変動を与える事情が生じた場合における速やかな将来予測情報の見直しの検討・実施

〔将来予測情報の位置付けに関する説明の推奨について〕

- 将来予測情報、とりわけ「次期の業績予想」の開示に関連して、業績予想は必ず達成されるべきコミットメントであるという誤った理解がなされる場合があり、そうした誤解が投資者に不利益にはたらく可能性や、経営者バイアスを誘引したり、結果として業績予想と実績に乖離が生じた場合に過度な株価変動をもたらすような投資行動を招く懸念が指摘されています。
- 本来、業績予想は、合理的に仮定された条件に基づいて算出されたものであって、その達成を約束する趣旨のもの（経営者によるコミットメント）ではなく、業績の進捗に応じた修正が当然に予定されているものですが、一方で、将来予測情報として開示される内容には、こうした典型的な意味の「業績予想」だけでなく、幅広い性質の情報が含まれうるものと考えられます。
- そこで、東証では、上場会社に対し、将来予測情報の開示に際して、当該情報の背景やその前提条件として仮定された重要な事項に関する説明と併せて、当該情報の自社における位置付け（例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません。）について、投資者に適切に理解されるよう、適時開示資料の表題若しくは記載箇所の区分又は注意表示の付記などの方法により、適切に説明することを推奨しています。

④　わかりやすい決算発表資料の作成に関する要請

- 事業年度又は四半期の決算内容の開示に際して利用する開示資料（とりわけ当該開示資料に記載される定性的情報）の作成にあたっては、一般の投資者が、上場会社が開示した決算短信等その他の開示資料を入手し、投資判断情報として利用する機会が増加していることを踏まえ、できる限り、わかりやすい表現や表示とするよう努めてください。
- 具体的には、上場会社において、以下の点に配慮いただくことが考えられます。

    - 業種や業界における専門用語には、欄外などにおいてできる限り注釈を付す。
    - 文章表現は、難解な表現をできる限り避け、具体的に記載する。
    - 決算説明会資料、決算内容の補足説明資料等を含めて、グラフや図表を積極的に活用し、わかりやすい表示を心掛ける。
    - 文章や数字の重要な点について、色付けや下線を付すなどの方法により強調表示する。

（３）決算短信等のファイル形式

東証では、上場会社が開示する決算又は四半期決算の内容について、それを利用する投資者又は投資者への情報伝達を担う仲介者（報道機関、証券アナリスト等）による効率的な分析を可能とする観点から、決算短信及び四半期決算短信のＴＤｎｅｔへの登録に際して、ＰＤＦファイルに加え、以下のとおり、ＸＢＲＬファイル及びＨＴＭＬファイルの提出に係る取扱いを定めています。

〔提出ファイルと対象となる情報〕

- 決算の内容を開示する際には、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトにおいて、下表の５つのファイルを登録してください。
- ＸＢＲＬファイル及びＨＴＭＬファイルの提出に際しては、開示資料（ＰＤＦファイル）における記載内容と、ＸＢＲＬファイル及びＨＴＭＬファイルの内容に齟齬が生じないよう（一方の修正内容については、必ず他方にも反映するよう）ご注意ください。

ファイル名	対象となる情報
① サマリーＸＢＲＬファイル（※１）	サマリー情報
② サマリーＰＤＦファイル（※１）	サマリー情報
③ 財務諸表及び一部の注記事項のＸＢＲＬファイル	下記参照（※３、※４）
④ 添付資料ＨＴＭＬファイル	サマリー情報以外の情報
⑤ 添付資料ＰＤＦファイル又は全文ＰＤＦファイル（※２）	添付資料ＰＤＦファイルの場合：サマリー情報以外の情報 全文ＰＤＦファイルの場合：決算短信、四半期決算短信全文

※１　ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトの数値データ作成画面を用いて、サマリーＸＢＲＬファイルを作成することが可能です。その場合、作成されたサマリーＸＢＲＬファイルをもとにサマリーＰＤＦファイルが自動で作成、登録されます。このとき、自社で作成したサマリーＰＤＦファイルに差し替えることも可能です。

※２　ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトの数値データ作成画面を用いてサマリーＸＢＲＬファイルを作成する場合、自社で作成した添付資料ＰＤＦファイルを登録すると、サマリーＰＤＦファイルと結合された全文ＰＤＦファイルが自動で作成、登録されます。また、添付資料ＰＤＦファイルを登録せずに、自社で作成した全文ＰＤＦファイルを登録することも可能です。なお、サマリーＸＢＲＬファイル及びサマリーＰＤＦファイルを自社で作成した場合は、自社で作成した全文ＰＤＦファイルを登録してください。

※３　決算短信、第２四半期（中間期）決算短信及び第１・第３四半期決算短信における記載事項等は、それぞれ「２．決算短信の作成要領」、「３．第２四半期（中間期）決算短信の作成要領」又は「４．第１・第３四半期決算短信の作成要領」をご参照ください。

※４　財務諸表及び一部の注記事項のＸＢＲＬファイルの対象となる情報は、以下の表のとおりです。決算短信を開示するときは通期第１号から第４号参考様式、第１・第３四半期決算短信を開示するときは四半期第１号から第４号参考様式、特定事業会社（＊）以外の上場会社が第２四半期（中間期）決算短信を開示するときは四半期第５号から第８号参考様式、特定事業会社が第２四半期（中間期）決算短信を開示するときは四半期第９号から第１１号参考様式をご参照ください。

（＊）特定事業会社とは、開示府令第１８条第２項各号に掲げる事業を行う会社であり、具体的には銀行、保険会社、信用金庫等を指します。

〔財務諸表〕

参　考　様　式	対象となる情報	
	連結財務諸表	個別財務諸表
通期第１号参考様式〔日本基準〕(連結)	必要	開示する場合は必要
通期第２号参考様式〔日本基準〕(非連結)	―	必要
通期第３号参考様式〔ＩＦＲＳ〕(連結)	必要	開示する場合は必要
通期第４号参考様式〔米国基準〕(連結)	必要	開示する場合は必要
四半期第１号参考様式〔日本基準〕(連結)	必要	不要
四半期第２号参考様式〔日本基準〕(非連結)	―	必要
四半期第３号参考様式〔ＩＦＲＳ〕(連結)	必要	不要
四半期第４号参考様式〔米国基準〕(連結)	必要	不要
四半期第５号参考様式〔日本基準〕(連結)(一般２Ｑ)	必要	不要
四半期第６号参考様式〔日本基準〕(非連結)(一般２Ｑ)	―	必要
四半期第７号参考様式〔ＩＦＲＳ〕(連結)(一般２Ｑ)	必要	不要
四半期第８号参考様式〔米国基準〕(連結)(一般２Ｑ)	必要	不要
四半期第９号参考様式〔日本基準〕(連結)(特定２Ｑ)	必要	開示する場合は必要
四半期第１０号参考様式〔日本基準〕(非連結)(特定２Ｑ)	―	必要
四半期第１１号参考様式〔ＩＦＲＳ〕(連結)(特定２Ｑ)	必要	開示する場合は必要

〔一部の注記事項〕

参　考　様　式	対象となる情報	
	セグメント情報等	貸借対照表関係・損益計算書関係の注記
通期第１号参考様式〔日本基準〕(連結)	任意	任意
通期第２号参考様式〔日本基準〕(非連結)	任意	任意
通期第３号参考様式〔ＩＦＲＳ〕(連結)	任意	不要
通期第４号参考様式〔米国基準〕(連結)	不要	不要
四半期第１号参考様式〔日本基準〕(連結)	必要	開示する場合は必要
四半期第２号参考様式〔日本基準〕(非連結)	必要	開示する場合は必要
四半期第３号参考様式〔ＩＦＲＳ〕(連結)	必要	不要

四半期第４号参考様式〔米国基準〕（連結）	不 要	不 要
四半期第５号参考様式〔日本基準〕（連結）（一般２Ｑ）	任 意	任 意
四半期第６号参考様式〔日本基準〕（非連結）（一般２Ｑ）	任 意	任 意
四半期第７号参考様式〔ＩＦＲＳ〕（連結）（一般２Ｑ）	任 意	不 要
四半期第８号参考様式〔米国基準〕（連結）（一般２Ｑ）	不 要	不 要
四半期第９号参考様式〔日本基準〕（連結）（特定２Ｑ）	任 意	任 意
四半期第１０号参考様式〔日本基準〕（非連結）（特定２Ｑ）	任 意	任 意
四半期第１１号参考様式〔ＩＦＲＳ〕（連結）（特定２Ｑ）	任 意	不 要

※ 「任意」は、対応するＸＢＲＬファイルを提出することが可能です。「不要」は、対応するＸＢＲＬファイルを提出することができません。

※ 〔ＩＦＲＳ〕（非連結）については、通期及び第２四半期はＩＦＲＳによる財務諸表、第１・第３四半期は日本基準及びＩＦＲＳによる財務諸表及びセグメント情報等の作成が必要となります。

※ ＴＤｎｅｔの登録方法等については、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイト内の「ご利用ガイド」または、上場会社ナビ掲載の「ＴＤｎｅｔ利用マニュアル」を参照してください。

（４）開示に関する注意事項

①　発表した決算内容の変更又は訂正に関する取扱い

・ 決算短信等を開示した後に、開示内容について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、当該変更又は訂正の内容を「決算発表資料の訂正」として開示することが必要となります。

・ 通期又は第２四半期（中間期）に係る決算短信等について、当該事情の発生が、有価証券報告書又は半期報告書の提出前である場合には、投資者の投資判断上重要な変更又は訂正である場合を除いて、有価証券報告書又は半期報告書の提出後に遅滞なく行うことでも足りるものとしています。

【上場規程第４１６条】

・ なお、決算短信等の開示時において、開示資料（ＰＤＦファイル）の記載内容と、同時に提出されたＸＢＲＬファイル又はＨＴＭＬファイルの内容に不一致（一方又は双方の誤り）が判明した場合には、その内容の如何にかかわらず、直ちに変更又は訂正の開示を行ってください。

・ 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等に該当する場合や、適時開示に係る規定に違反したと東証が認めた場合は、特別注意銘柄への指定や、改善報告書・改善状況報告書の提出、公表措置や上場契約違約金の徴求などの措置が講じられることがあります。過年度における決算内容の訂正を行う見込みとなった場合などは、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。

〔「決算発表資料の訂正」等の作成方法〕

・ 「決算発表資料の訂正」の開示資料（ＰＤＦファイル）には、訂正内容と訂正理由を記載するとともに、ＸＢＲＬファイルの訂正を行う場合は、訂正したＸＢＲＬファイルを添付してください（※１、※２）。なお、訂正内容の記載に際しては、訂正内容が容易に判別できるよう訂正前後の内容を（例えば「正誤表」の形式により）記載してください。

・ ＨＴＭＬファイルの内容について、訂正すべき事情が生じた場合には、訂正内容と訂正理由を記載した資料（ＰＤＦファイル）を開示することで足りるものとしますが、訂正したＨＴＭＬファイルを任意で添付することもできます（※３）。

・ 「決算発表資料の訂正」及び「決算発表資料の追加」の開示資料の表題は、訂正又は追加の対象となった開示資料の表題の冒頭に、以下の要領で、訂正又は追加の内容が判別できる表示を行ってください。

区　　分	表題の冒頭に付記する内容
開示資料（ＰＤＦファイル）を訂正する場合	「(訂正)」
ＸＢＲＬファイルを訂正する場合	「(数値データ訂正)」
開示資料に加えて、ＸＢＲＬファイルを訂正する場合	「(訂正・数値データ訂正)」
ＸＢＲＬファイルを追加する場合	「(数値データ追加)」

※１　サマリーＸＢＲＬファイルを訂正する場合の「日付」は、当初の決算発表日としてください。

※２　過年度における決算内容の訂正を行う場合など、複数の決算短信等について同時に訂正を行う場合において、投資者が適切に理解・判断するために全体をまとめて説明することが適当と考えられるときには、訂正に係る開示資料（ＰＤＦファイル）を１つにまとめることが可能です。この場合、決算短信等と同様の内容の訂正有価証券報告書・訂正半期報告書を提出するときには、訂正した通期および第２四半期（中間期）に係るＸＢＲＬファイルの提出は当該訂正有価証券報告書・訂正半期報告書の提出後に遅滞なく行うことで差し支えありません。

※３　ＨＴＭＬファイルのみを訂正又は追加する場合は、資料の表題をＨＴＭＬファイルの訂正又は追加であることが判別できる表示としてください。

※４　兜倶楽部その他の記者クラブにおいて資料投函した決算短信等を訂正する場合には、速やかに訂正内容を連絡することが求められています。

※５　ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトにおける登録方法等については、当該サイト内の「ご利用ガイ

ド」、または、上場会社ナビ掲載の「ＴＤｎｅｔ利用マニュアル」を参照してください。

② 決算短信等に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い

・ 決算短信等として開示しようとする内容に、上場規程に基づいて適時開示が必要となる他の項目に係る内容が含まれている場合であって、当該内容に係る適時開示が行われていない場合には、原則として、該当する項目について決算短信等とは別に開示資料を作成して開示を行う必要があります。

・ 適時開示に際して一般的に開示が求められる内容（具体的には、理由又は経緯、事実の概要及び今後の見通しなど）について、決算短信等において必要かつ十分な記載が行われている場合には、別途の開示資料の作成を省略することも可能です。

・ なお、本来、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項として、上場規程に基づいて適時開示が義務付けられている事項については、その決定又は発生の時点で直ちに開示を行うことが求められておりますので、開示すべき事項が生じているにもかかわらず、決算又は四半期決算の内容が確定するまでの間、開示を遅延させることはできません。上記の内容は、決算又は四半期決算の内容の確定と同時に、適時開示を行うべき決定事実又は発生事実が生じた場合の取扱いであることにご留意ください。

※ 決算又は四半期決算の内容の確定と同時に発生する場合がある適時開示事項としては、例えば、以下の項目が考えられます。

イ．剰余金の配当
（直近の配当予想の額（配当予想の額を開示していない場合にあっては、前事業年度の配当実績額）と異なる額の剰余金の配当を決定した場合のみ）
ロ．固定資産の譲渡又は取得
ハ．リースによる固定資産の賃貸借
ニ．代表取締役又は代表執行役の異動（※１）
ホ．その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事項（決定事実）
ヘ．災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
ト．四半期財務諸表等の期中レビュー報告書における否定的結論、結論不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正結論
チ．その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事実（発生事実）
リ．業績予想の修正・予想値と決算値との差異等（※２）
ヌ．配当予想の修正等

※１　最高経営責任者（社長等）が異動する場合には、代表取締役等の異動に該当しないときでも、開示することが望まれます。
※２　連結財務諸表作成会社である上場会社において、連結会計期間に係る決算発表時に際して、当該上場会社の個別決算の実績値と前年の実績値との間に大きな差異が存在する場合には、実務上、特に留意が必要となります。詳細については、次の〔連結財務諸表作成会社において個別決算の内容が前年比で一定以上変動した場合の取扱い〕を参照してください。

③ 連結財務諸表作成会社において個別決算の内容が前年比で一定以上変動した場合の取扱い

・ 連結財務諸表作成会社である上場会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していない場合においても、前事業年度の実績値と比較して、当事業年度の決算数値が一定以上変動し、金商法第１６６条第２項第３号に掲げる事実（内部者取引規制上の重要事実）に該当するときは、その内容の適時開示が義務付けられています。

【上場規程第４０５条第３項】

・ 連結財務諸表作成会社である上場会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していない場合において、「決算短信（サマリー情報）」中の「個別業績の概要」欄に当事業年度の個別決算の内容を記載しているときは、別途（前事業年度の実績値との差異に関する）開示資料を作成しないことができるものとしています。なお、当事業年度の決算数値（個別決算の内容）が内部者取引規制上の重要事実に該当している場合（決算発表時において、内部者取引規制上の重要事実が生じた場合に限ります。）であって、上場会社が、「決算短信（サマリー情報）」中の「個別業績の概要」欄の記載を省略している場合には、別途（前事業年度の実績値との差異に関する）開示資料の作成及び開示が必要となりますので（重要事実の開示の失念が生ずることのないよう）特にご留意ください。

※ 当事業年度の決算数値（個別決算の内容）について、内部者取引規制上の重要事実が生ずるのは、次のイ又はロに該当した場合となります（取引規制府令第４９条第２項に規定する特定上場会社等を除く。詳細については、取引規制府令第５１条をご参照ください。）。

イ．公表された「個別業績予想」が存在しない場合
次のａ．からｃ．までのいずれかに該当した場合

ａ．当事業年度の個別売上高が、前事業年度の個別売上高と比較して１０％以上増減しているとき
ｂ．当事業年度の個別経常利益が、前事業年度の個別経常利益と比較して３０％以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して５％以上であるとき。
ｃ．当事業年度の個別当期純利益が、前事業年度の個別当期純利益と比較して３０％以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して２．５％以上であるとき。

ロ．公表された「個別業績予想」が存在する場合
次のａ．からｃ．までのいずれかに該当した場合

ａ．当事業年度の個別売上高が、直前に公表された当事業年度に係る予想個別売上高と比較して１０％以上増減しているとき
ｂ．当事業年度の個別経常利益が、直前に公表された当事業年度に係る予想個別経常利益と比較して３０％以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して５％以上であるとき。
ｃ．当事業年度の個別当期純利益が、直前に公表された当事業年度に係る予想個別当期純利益と比較して３０％以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して２．５％以上であるとき。

④ 「次期の業績予想」の開示を行わない場合の実務上の留意点

〔「業績予想の修正等」に係る適時開示義務に関する適切な理解の必要性〕

・ 上場規程第４０５条第１項は、「上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（中略）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた直近の前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（中略）が生じた場合」（連結財務諸表非作成会社においては、「上場会社の属する企業集団」を「上場会社」と、「連結会計年度」を「事業年度」とそれぞれ読み替えます。）等にあっては、その内容を直ちに開示することを義務付けています。
・ そのため、上場会社が決算発表に際して、「次期の業績予想」の開示を行わない場合でも、社内にお

いて「次期の業績予想」に相当する情報を有しており、その内容が前期の実績値と乖離したものである場合（施行規則第４０７条第１項各号に定める重要性の判断基準に該当する場合）には、その内容を直ちに開示することが必要となりますのでご注意ください。

- また、期初においては、社内に有している「次期の業績予想」に相当する情報と前期実績との乖離が軽微であった場合でも、期中において新たに算出した予想値や、連結会計年度の末日後の決算集計において把握された実績値が、前期の実績値と乖離したものである場合には、同様にその内容を直ちに開示することが求められています。
- 上場会社においては、期初に「次期の業績予想」を開示しない場合でも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合には、「業績予想」に関する開示が一切不要になるわけではないことについて、適切にご理解いただくことが必要です。

〔内部者取引規制上の「重要事実」が社内に滞留するリスクの管理の必要性〕

- 金商法上の内部者取引規制においても、「新たな予想値の算出」が法令上の重要事実として規定されています。そのため、社内において「予想値」を有している場合には、上場会社及び上場会社関係者による内部者取引の未然防止の観点からの適切な考慮が必要となります。
- 東証では、上場規程第４４２条において、上場会社の計算における内部者取引を禁止するとともに、同第４４９条において会社関係者による内部者取引等の未然防止に向けた必要な体制整備を求めております。上場会社においては、「次期の業績予想」の開示を行わない場合であっても、内部者取引規制上の「予想値」に相当する情報を有している場合には、その情報管理の徹底や、重要事実に該当することとなった場合の適切な情報開示に向けて、十分な体制整備を図ってください。
- なお、内部者取引規制上の「予想値」（金商法第１６６条第２項第３号に規定する「予想値」をいいます。）に係る法令解釈上の考え方については、２０１２年に実施された業績予想開示実務の見直しの際に、金融庁から、以下の内容が示されています（内部者取引規制に係るその他の法令解釈上の論点につきましては、法律専門家にご相談ください。）。

> 業績に関わる将来予測情報がすべて内部者取引規制上の「予想値」に該当するものではありません。今回の金融商品取引所における業績予想開示に係る実務の見直しにより、従来から、内部者取引規制上取引規制の対象ではなかった将来予測情報が、今後「予想値」となるものではありません。
>
> すなわち、これまで、試算、集計過程等で内部者取引規制上の「予想値」には該当しない数値を保有し、これを更に精査・加工の上、特定の売上高、経常利益又は当期純利益の数値を「予想値」として開示していた場合、今回の実務の見直し後に特定の売上高、経常利益又は当期純利益の数値を開示することをやめたことによって、これまで「予想値」に該当しなかった試算・集計過程等で保有する数値が内部者取引規制上の「予想値」とされるようなことはありません。
>
> （注）個別ケースによるが、例えば、会社の将来の業績が、その属する業界、事業活動を行う地域及び会社を取り巻く法的・経済的環境等の要因により大きく影響を受ける等の理由で、将来の事象及び状況等について蓋然性が必ずしも高いとは考えていない前提・仮定を設けたうえで試算した試算値・参考値や、実質的に社内で確定するに至らず、対外的に合理的に説明するに至らないような試算値等は一般的には「予想値」に該当しない可能性が高いと考えられる。
>
> なお、こうした試算値等であったとしても、前提・仮定等の如何に拠らず、相当な蓋然性をもって重要事実に該当し得るような大幅な業績の変動が見込まれる場合には、内部者取引規制の趣旨からすれば、「予想値」を柔軟な手法も含め何らかの形で積極的に策定の上、公表することが望ましい。

〔「選択的な開示」が生ずるリスクの管理の必要性〕

・ 上場会社が、期初に「次期の業績予想」を開示しない場合でも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合には、その内容を、例えば、特定の取引先、機関投資家、証券アナリスト又は報道機関等との間の日常的なコミュニケーションにおいて、意図したものであるか否かにかかわらず、個別に提供してしまうリスク（「選択的な開示」が生じるリスク）が高まることとなります。
・ こうした「選択的な開示」は、個別の上場会社の情報開示姿勢に対する不信感の原因となるだけでなく、証券市場全体の公正性に対する投資者の信頼をも毀損する懸念がありますので、上場会社においては、「選択的な開示」の防止や意図せずして「選択的な開示」を行った場合の公平かつ速やかな開示の実施について、十分に配慮してください。
・ 東証では、「選択的な開示」に起因するものであるか否かにかかわらず、上場会社について不明確な情報が生じた場合（例えば、上場会社による適時開示が行われていない段階で、観測報道が行われた場合など）においては、上場規程第４１５条に基づき、その事実関係を上場会社に照会するとともに、照会結果に基づいた適時開示を求めることとしています。

〔「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合の自発的な開示の意義〕

・ 実務上、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合に、その内容を期初あるいは算出時点で開示し、かつ、事業年度中における企業活動の進捗に応じて、適時に（例えば、四半期決算発表の時点などを捉えて）投資者に対して開示内容のアップデートを行うことは、内部者取引規制上の重要事実が社内に滞留するリスクや、特定の者への「選択的な開示」が生ずるリスクを軽減する効果が期待されます。
・ また、新たに算出した予想値等と公表された予想値との間に乖離が生じた場合の情報開示を適切に行うための体制整備の観点からも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合に、その内容を適時に開示しておくことは有効であると想定されます。
・ 上場会社においては、こうした「次期の業績予想」の開示のコンプライアンス上の効果を踏まえ、「次期の業績予想」の自発的な開示についてご検討ください。

⑤　合併等の組織再編により上場廃止となった会社の決算発表

・ 上場会社（国内の他の取引所に上場されているものを含む）が、他の上場会社による吸収合併や株式交換によって上場廃止となった場合、又は、新設される会社が新たに上場することとなる株式移転によって上場廃止となった場合等においては、原則として、継続して上場している会社（吸収合併の場合における存続会社、又は、株式交換若しくは株式移転の場合における完全親会社である上場会社）が、当該上場廃止となった上場会社の当該吸収合併等の効力発生日前に終了した事業年度又は四半期会計期間に係る決算又は四半期決算の内容（当該上場廃止となった上場会社によって開示が行われていないものに限る。）の開示を行ってください。

⑥　異なる会計基準を適用した財務諸表が存在する場合の取扱い

・ 上場会社が、海外市場において株式又は預託証券等の公開又は新規発行等を行ったことに伴い、米国会計基準又は国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）に基づく連結財務諸表を作成し、海外市場において開示している場合であって、当該上場会社が、日本国内においては、連結財務諸表規則（日本基準）に基づく連結財務諸表を作成・開示している（有価証券報告書等に記載している）場合には、決算短信等の開示に際して、日本基準に基づく連結財務諸表と併せて、米国会計基準又はＩＦＲＳに基づく連結財務諸表を添付するか、別に「決算短信（米国基準)」又は「決算短信（ＩＦＲＳ)」等を作成する形式により、日本国内においても海外市場で開示された内容の開示を行ってください。
・ 実際の開示にあたっては以下の点に留意してください。

イ．米国会計基準又はＩＦＲＳに基づいて作成された連結財務諸表には、主要な注記事項を含めて開示してください。また、海外市場において開示された連結財務諸表を原文のまま（英文により）開示する場合においては、少なくとも、「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」の記載内容に相当する事項について、邦訳した内容を添付してください。

ロ．米国会計基準又はＩＦＲＳに基づく連結財務諸表の作成時期が、（日本基準による）決算の内容又は四半期決算の内容の確定時期よりも遅れる場合は、米国会計基準又はＩＦＲＳに基づく連結財務諸表の作成後速やかに（遅くとも海外市場における開示後直ちに）「決算発表資料の追加」として開示してください。

・ なお、日本国内においても、米国会計基準又はＩＦＲＳに基づく連結財務諸表を作成・開示している（有価証券報告書等に記載している）場合において、別途、任意に日本基準に基づく連結財務諸表を作成している場合にも、同様に、日本基準に基づく連結財務諸表を決算短信等の開示に際して添付するか、別に決算短信等を作成する形式により、開示を行ってください（それぞれの作成時期が異なる場合にも、同様に「決算発表資料の追加」として開示してください。）。

⑦ 配当の状況の開示方法

・ 会社法上、剰余金の配当の配当原資は、剰余金を確定する手続が事業年度に係る計算書類について行われることを踏まえて、配当の効力発生日における分配可能額（最終事業年度末日の剰余金を基礎としてそれに一定の金額を加減算して算出した金額）とされており、原則として（臨時決算により決算内容を確定した場合を除き）、最終事業年度末日以降の損益は、分配可能額には反映させないものとされています。

・ 一方、「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」における「配当の状況」欄においては、投資者の便宜を考慮して、この配当原資による区分ではなく、基準日による区分にしたがって表示することとしていますのでご注意ください。

・ 具体的には、例えば、３月期決算会社が第２四半期末と決算期末を基準日として、中間配当と期末配当の年２回の配当を行う場合、Ｘ２年３月末日を基準日とする期末配当（②）は、Ｘ２年６月の効力発生であるため、配当原資となる分配可能額は、その直前の事業年度末日であるＸ２年３月末日の剰余金を基礎として算出され（会社法第４５３条、同第４６１条）、Ｘ２年９月末日を基準日とする中間配当（③）も、Ｘ２年１１月の効力発生であるため、②と同じく、配当原資となる分配可能額は、その直前の事業年度末日であるＸ２年３月末日の剰余金を基礎として算出されます（会社法第４５４条第５項、同第４６１条）。一方、「決算短信（サマリー情報）」等の「配当の状況」欄では、Ｘ２年３月期の記載欄には、当該期中（Ｘ１年４月～Ｘ２年３月）に基準日が属する配当として、①②の配当を記載し、Ｘ３年３月期の記載欄には、当該期中（Ｘ２年４月～Ｘ３年３月）に基準日が属する配当として、③④の配当を記載することとなります。

【例】３月期決算会社が期末配当と中間配当を行う場合の例

	①	②	③	④
区　分	中間配当	期末配当	中間配当	期末配当
基準日	Ｘ１年　９月末日	Ｘ２年　３月末日	Ｘ２年　９月末日	Ｘ３年　３月末日
配当支払日 (効力発生)	Ｘ１年　１１月	Ｘ２年　６月	Ｘ２年　１１月	Ｘ３年　６月
配当原資	Ｘ１年３月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額	Ｘ２年３月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額	Ｘ２年３月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額	Ｘ３年３月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額

【例】「決算短信（サマリー情報)」の「配当の状況」欄の記載例

２．配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)
	第１四半期末	第２四半期末	第３四半期末	期 末	合 計	
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭	百万円
X2年 3月期		①の額		②の額		
X3年 3月期		③の額		④の額		
X4年 3月期(予想)						

（５）その他の留意事項等

① 決算発表時における積極的な情報開示の取組みに関する要請

・ 東証は、上場会社に対し、上場規程に基づく決算短信等の開示にとどまらず、決算発表又は四半期決算発表に際して、これらの投資判断情報としての有用性を踏まえて、投資者に対して積極的な情報開示の取組みを行うよう要請しています。
・ 上場会社においては、決算発表又は四半期決算発表の機会を、貴重な投資者とのコミュニケーションの場としても積極的に活用することが望まれます。
・ 例えば、決算発表又は四半期決算発表に際して、決算短信等の開示に加えて、次のような取組みを行うことが考えられます（これらに限定されるものではありません。）。

（具体例）
イ．決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料の提供
ロ．個人投資家、国内外の機関投資家・アナリスト向けの決算説明会の開催
ハ．決算説明会における説明内容や質疑応答の内容を記録した書類、決算説明会の様子を記録した動画・音声情報の自社ウェブサイト等での提供
ニ．英訳された決算発表関連資料（決算短信・四半期決算短信のほか、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料など）の提供　など

※　決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料とは、上場会社が決算短信・四半期決算短信以外に決算内容を補足・説明するために投資者に提供する資料をいいます（書類、映像等の形式は問いません。）。
※　決算説明会とは、決算内容に係る説明を行い、参加者と説明時に質疑応答が可能なものをいいます（対面、電話、インターネット等の形式は問いません。）。

② 決算補足説明資料等の公平な提供

・ 上場会社は、決算又は四半期決算の内容について補足説明資料を作成し、決算説明会などにおいて投資者へ提供する場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが望まれます。
・ 公平な情報提供方法に係る取組みとしては、例えば、以下のようなものが該当します（これらに限定されるものではありません。）。

（具体例）
イ．ＴＤｎｅｔへの登録
ロ．自社ウェブサイトへの掲載
ハ．投資者から求めがあった場合に個別送付
ニ．個人投資家を含めた幅広い投資者に対する決算説明会の開放、自社ウェブサイトによる動画・音声情報等の提供　など

③ 決算情報の英文開示

・ プライム市場の上場内国会社は、決算情報について、日本語による開示と同時に、英語による開示を行うことが義務付けられており（詳細は「第３編第１章２．（８）会社情報の英文開示」を参照してください。）、当該英文資料についてはＴＤｎｅｔで開示する必要があります。

【上場規程第４３６条の４】

・ スタンダード市場及びグロース市場の上場会社においても、海外投資家に対し公平で充実した情報提供を実現する観点から、英文資料の開示においてＴＤｎｅｔを積極的にご利用ください。英文資料を

ＴＤｎｅｔに登録することにより、海外投資家が利用している情報ベンダー等の端末にタイムリーに配信することができ、日本取引所グループウェブサイトの英語サイトにも掲載されます。

※ 英文資料をＴＤｎｅｔに登録する際の留意事項については、「第１編第２章６．（３）ＴＤｎｅｔによる英文開示」を参照してください。

④　その他の非財務情報の自発的な開示

・ 近年、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）に関する事項を記載した資料を独立した報告書等の形式で作成、開示する取組みが増加しており、このような情報開示の充実に向けた自発的、積極的な取組みは望ましいものと考えられます。

・ なお、これらの資料を作成・開示した場合にも、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料と同様に、広く株主及び投資者に対して公平な情報提供に努めることが望ましいと考えられます。

・ 東証では、「ＥＳＧ情報に関する報告書」（ＥＳＧの要素を含む任意の開示資料で、統合報告書、アニュアルレポート、サステナビリティレポート、ＣＳＲ報告書、環境報告書その他の名称で作成されたものの総称）について、上場会社によるＴＤｎｅｔへの登録が容易になるよう、専用の提出画面を設けています（英語版の報告書の提出画面も設けています。）。ＥＳＧ情報に関する報告書の、幅広い投資家等への情報提供の手段として、ＴＤｎｅｔの活用をご検討ください。

２．決算短信の作成要領

（１）決算短信の構成等

①　決算短信の構成

・ 決算短信は、決算短信（サマリー情報）と決算短信（添付資料）で構成されます。

②　決算短信において記載を要請している事項

・ 決算短信においては、速報性が求められる事項（サマリー情報、経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し並びに連結財務諸表及び主な注記）に限定して記載を要請しています。

・ サマリー情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与える上場会社の決算の内容について、その要点の一覧性及び比較可能性を確保する観点から、簡潔に取りまとめたものとして参考様式に基づいて作成を要請しているものです。また、経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し並びに連結財務諸表及び主な注記は、サマリー情報に記載される主要な決算数値を投資者が適切に理解できるようにするために、その添付資料として記載を要請しているものです。

・ なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、決算短信の開示を早期化するためサマリー情報並びに経営成績・財政状態の概況及び今後の見通しを先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報並びに経営成績・財政状態の概況及び今後の見通しの開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。

※ この点に関し、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告　－建設的な対話の促進に向けて－」（２０１６年４月１８日公表）では、「有価証券報告書は決算短信公表後、開示まで相当の期間があるため、決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は高いとの意見」が示されています。

・ 決算短信等の様式に関する自由度の向上に関して東証が行ったパブリック・コメントの募集（２０１６年１０月２８日から実施）には、投資者やアナリストから決算短信等における記載事項に関して多くのご意見が寄せられました。開示の自由度を高める観点からの決算短信等の様式及び記載事項の見直しにより、各社の状況に応じた開示が可能となります。決算短信等における開示内容の検討にあたっては、以下の日本取引所グループウェブサイト上でご紹介しておりますので、これらの投資者等のご意見も参考としてご検討ください。

ＵＲＬ　https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html
（：株式・ＥＴＦ・ＲＥＩＴ等－上場会社のサポート－開示様式例・提出書類
－決算短信作成要領・四半期決算短信作成要領）

・ 上記のほか、２０１４年６月２４日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2014－未来への挑戦－」における「IFRS の任意適用企業の拡大促進」についての提言を踏まえ、決算短信において、会計基準の選択に関する基本的な考え方をご記載いただくこととしています。

・ 具体的な決算短信の作成方法については、決算短信（サマリー情報）については「２．（２）決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項」を、決算短信（添付資料）については「２．（３）決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項」をご参照ください。

（２）決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項

①　決算短信（サマリー情報）の参考様式

・ 東証では、決算短信（サマリー情報）について、決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項に基づいて作成、開示することを要請しています。
・ 決算短信（サマリー情報）の参考様式は、上場会社が適用している会計基準、連結財務諸表作成会社であるか否かに応じて、以下の４種類に区分されています。
・ なお、決算短信（サマリー情報）及び決算短信（サマリー情報）に含まれる数値情報等に係るＸＢＲＬファイルを効率的にご作成いただくため、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトでは、決算短信（サマリー情報）の作成ツールを提供しています。また、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトの機能を利用せずに決算短信（サマリー情報）をご作成いただく場合を想定し、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、及び、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトでは、Ｗｏｒｄファイル形式の参考様式も提供しております（なお、決算短信（サマリー情報）をＷｏｒｄファイル等の形式でご作成いただく場合でも、別途、ＸＢＲＬファイルの提出をお願いしておりますので、ご注意ください。）。

□ 通期第１号参考様式〔日本基準〕（連結）
□ 通期第２号参考様式〔日本基準〕（非連結）
□ 通期第３号参考様式〔ＩＦＲＳ〕（連結）
□ 通期第４号参考様式〔米国基準〕（連結）

※ 次ページ以降に第１号参考様式を掲載しております。その他の参考様式については、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、又は、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトよりご確認ください。
※ 上記の区分のいずれの会計基準にも該当しない場合は、事前に東証までご相談ください。
※ 上場子会社連動配当株の発行者である上場会社が、対象子会社の決算の内容が定まった場合において利用する参考様式についても、上記の各参考様式の区分に準ずるものとします。

□ 通期第１号参考様式〔日本基準〕（連結）

**年＊月期　決算短信〔日本基準〕（連結）

年月**日

上 場 会 社 名　○○○○○○株式会社　　上場取引所　東・名・福・札
コ ー ド 番 号　****　　ＵＲＬ　http://
代　　表　　者　（役職名）　○○○○○○○○○○○○　（氏名）　○○○　○○○
問合せ先責任者　（役職名）　○○○○○○○○○○○○　（氏名）　○○○　○○○　(TEL)**(****)****
定時株主総会開催予定日　**年**月**日　配当支払開始予定日　**年**月**日
有価証券報告書提出予定日　**年**月**日
決算補足説明資料作成の有無　：有・無
決算説明会開催の有無　：有・無（○○○向け）

（百万円未満切捨て）

１．**年＊月期の連結業績（**年**月**日～**年**月**日）

（１）連結経営成績　（%表示は対前期増減率）

	売 上 高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 ＊月期								
**年 ＊月期								

（注）　包括利益　　**年 ＊月期　百万円（　%）　**年 ＊月期　百万円（　%）

	１株当たり当期純利益	潜在株式調整後１株当たり当期純利益	自己資本当期純利益率	総 資 産経常利益率	売 上 高営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
**年 ＊月期					
**年 ＊月期					

（参考）持分法投資損益　　**年 ＊月期　百万円　**年 ＊月期　百万円

（２）連結財政状態

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率	１株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
**年 ＊月期				
**年 ＊月期				

（参考）自己資本　　**年 ＊月期　百万円　**年 ＊月期　百万円

（３）連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
**年 ＊月期				
**年 ＊月期				

２．配当の状況

	年間配当金					配当金総額（合計）	配当性向（連結）	純資産配当率（連結）
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
**年 ＊月期								
**年 ＊月期								
**年 ＊月期(予想)								

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

※　注記事項

（1）期中における連結範囲の重要な変更　　：有・無

新規　　社　（社名）　　、除外　　社　（社名）

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更　：有・無
② ①以外の会計方針の変更　：有・無
③ 会計上の見積りの変更　：有・無
④ 修正再表示　：有・無

（3）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年＊月期	株	**年＊月期	株
② 期末自己株式数	**年＊月期	株	**年＊月期	株
③ 期中平均株式数	**年＊月期	株	**年＊月期	株

（参考）個別業績の概要

1．**年＊月期の個別業績（**年**月**日～**年**月**日）

（1）個別経営成績　　（%表示は対前期増減率）

	売 上 高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 ＊月期								
**年 ＊月期								

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
**年 ＊月期		
**年 ＊月期		

（2）個別財政状態

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
**年 ＊月期				
**年 ＊月期				

（参考）自己資本　　**年 ＊月期　　百万円　　**年 ＊月期　　百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

② 決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項

・ 以下の内容は、原則として、通期第１号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、ＩＦＲＳ適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、参考様式ごとの取扱いについて定めのある項目を除き、これに準じて作成してください。

〔全般〕

開示事項	開示・記載上の注意
追加情報の記載等	・決算短信（サマリー情報）には、参考様式に定める内容のほか、投資者の投資判断上有用な情報を、任意で追加することができます（各項目の欄外若しくは「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」欄に記載又は３ページ目を追加して記載してください。）。
ページ番号等の表示	・決算短信（サマリー情報）にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。
ロゴマーク等の表示	・自社ロゴマーク等を表示することができます。 ・公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合は、１ページ目の右上に会員マークを表示してください。 ※上場規程第４０９条の２、施行規則第４１０条を参照してください。 ※未加入の場合には、会員マークを表示することはできません。
勘定科目の変更	・参考様式に記載されている勘定科目が自社の勘定科目に存在しない場合は、これに相当する勘定科目を記載してください（例えば、「売上高」に代えて「営業収益」を記載するなど。）。
端数等の処理	・百万円単位で表示する場合は、百万円未満を切捨てすることとしていますが、百万円未満を四捨五入しても差し支えありません。 ・銭単位で表示する場合は、銭未満を原則として四捨五入してください。 ・％（パーセント）で表示する場合は、小数第一位未満を原則として四捨五入してください。
前年度に係る数値の記載	・前年度に係る数値については、会計方針の変更や表示方法の変更、誤謬の訂正等（遡及修正等）を反映させた数値を記載してください。
ＩＦＲＳ適用初年度の対応 **【第３号参考様式の場合】**	・当期からＩＦＲＳを適用する場合は、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」においてその旨を記載してください。 ・連結経営成績における前期欄及び連結財政状態における前期末欄については、ＩＦＲＳに基づく数値を記載してください。

〔表題等部分〕

（参考様式抜粋）

****年＊月期　決算短信〔日本基準〕（連結）**

****年**月**日**

上場会社名　○○○○○○株式会社　　上場取引所　東・名・福・札
コード番号　**　　ＵＲＬ　http://**
代表者　（役職名）　○○○○○○○○○○○○　（氏名）　○○○　○○○
問合せ先責任者　（役職名）　○○○○○○○○○○○○　（氏名）　○○○　○○○　（TEL）（****）******
定時株主総会開催予定日　**年月**日　　配当支払開始予定日　**年**月**日**
有価証券報告書提出予定日　**年月**日**
決算補足説明資料作成の有無　：有・無
決算説明会開催の有無　：有・無（○○○向け）

開示事項	開示・記載上の注意
定時株主総会開催予定日	・決算発表日現在における定時株主総会の開催予定日を記載してください。
配当支払開始予定日	・決算発表日現在における期末配当の支払開始予定日を記載してください。 ・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。 ・期末配当を行わない場合は、「－」と記載してください。
有価証券報告書提出予定日	・決算発表日現在における有価証券報告書の提出予定日を記載してください。

決算補足説明資料作成の有無	・決算補足説明資料（上場会社が決算短信以外に決算の内容を補足・説明するために投資者に提供する資料をいい、書類、映像等の形式は問いません。）の作成有無（作成を予定している場合を含みます。）を記載してください。
決算説明会開催の有無	・決算に係る説明会（決算内容に係る説明を行い、参加者と説明時に質疑応答が可能なものをいい、対面、電話、インターネット等の形式は問いません。）の開催有無（開催を予定している場合を含みます。）を記載してください。 ※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「決算説明会開催の有無」の右側に記載してください。

〔連結経営成績及び連結財政状態〕

（参考様式抜粋）

（百万円未満切捨て）

1．**年＊月期の連結業績（**年**月**日～**年**月**日）

（1）連結経営成績

（%表示は対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 ＊月期								
**年 ＊月期								

（注） 包括利益 **年 ＊月期 百万円（ %） **年 ＊月期 百万円（ %）

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	自己資本当期純利益率	総資産経常利益率	売上高営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
**年 ＊月期					
**年 ＊月期					

（参考）持分法投資損益 **年 ＊月期 百万円 **年 ＊月期 百万円

（2）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
**年 ＊月期				
**年 ＊月期				

（参考）自己資本 **年 ＊月期 百万円 **年 ＊月期 百万円

（3）連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
**年 ＊月期				
**年 ＊月期				

開示事項	開示・記載上の注意
1株当たり指標	・1株当たり指標は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に基づき算出した数値を記載してください。
【第3号参考様式の場合】	・基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は、「1株当たり利益」（IAS第33号）に基づき算定した数値を記載してください。 ・1株当たり当期利益は、「親会社の所有者に帰属する当期利益」に基づき算定された数値を記載してください。 ・1株当たり親会社所有者帰属持分は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に準じて算定した数値を記載してください。
【第4号参考様式の場合】	・1株当たり当社株主に帰属する当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、ASC Topic260「1株当たり利益」に基づき算定した数値を記載してください。 ・1株当たり株主資本は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に準じて算定した数値を記載してください。
指標の計算方法	・連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・自己資本当期純利益率 親会社株主に帰属する当期純利益

	―――――――――――――――――――― ×１００ （期首自己資本＋期末自己資本）÷２ ・総資産経常利益率 経常利益 ―――――――――――――――――――― ×１００ （期首総資産＋期末総資産）÷２ ・売上高営業利益率 営業利益 ―――――― ×１００ 売上高 ・総 資 産 ＝ 資産合計 ・純 資 産 ＝ 純資産合計 ・自己資本 ＝ 純資産合計－株式引受権－新株予約権－非支配株主持分 ・自己資本比率 ＝ （自己資本／総資産）×１００ ※自己資本当期純利益率の計算において、（期首自己資本＋期末自己資本）がマイナスの場合は、「－」を記載してください。
【第３号参考様式の場合】	・連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・親会社所有者帰属持分当期利益率 親会社の所有者に帰属する当期利益 ―――――――――――――――――――― ×１００ （期首親会社所有者帰属持分＋期末親会社所有者帰属持分）÷２ ・資産合計税引前利益率 税引前利益 ―――――――――――――――――――― ×１００ （期首資産合計＋期末資産合計）÷２ ・売上高営業利益率 営業利益 ―――――― ×１００ 売上高 ・親会社所有者帰属持分比率 親会社の所有者に帰属する持分 ―――――――――――――――――――― ×１００ 資産合計 ※親会社所有者帰属持分当期利益率の計算において、（期首親会社所有者帰属持分＋期末親会社所有者帰属持分）がマイナスの場合は、「－」を記載してください。
【第４号参考様式の場合】	・連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 当社株主に帰属する当期純利益 ―――――――――――――――――――― ×１００ （期首株主資本＋期末株主資本）÷２ ・総資産税引前当期純利益率 税引前当期純利益 ―――――――――――――――――――― ×１００ （期首総資産＋期末総資産）÷２ ・売上高営業利益率 営業利益 ―――――― ×１００ 売上高 ・株主資本 ＝ 期末資本合計（純資産）－期末非支配持分 ・株主資本比率 ＝ （株主資本／総資産）×１００ ※株主資本当社株主に帰属する当期純利益率の計算において、（期首株主資本＋期末株主資本）がマイナスの場合は、「－」を記載してください。
営業利益及び税引前利益 **【第３号参考様式の場合】**	・営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してください。
経営成績等に係るその他の指標	・参考様式に定める内容のほか、経営管理上重要視している経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況に係る指標について、投資者の経営成績等の理

	解に資する場合には、当該指標を記載することができます（例えば、ＥＢＩＴＤＡやのれん償却前利益など。）。 ・これらの指標を記載する場合、投資者の誤解を招かない名称とし、その計算方法については、欄外又特記事項欄などに記載してください。また、その他の指標を記載する場合には、原則として継続して記載することとし、変更・削除を行う場合にはその理由を、欄外又は特記事項欄などに記載してください。
持分法投資損益	・持分法投資損益がない場合は、「－」を記載してください。
持分法による投資損益 **【第３号参考様式の場合】**	・持分法による投資損益がない場合は、「－」を記載してください。

〔配当の状況〕

（参考様式抜粋）

２．配当の状況

	年間配当金					配当金総額（合計）	配当性向（連結）	純資産配当率（連結）
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
**年 ＊月期 **年 ＊月期								
**年 ＊月期(予想)								

開示事項	開示・記載上の注意
配当の状況	・当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。 ・配当の状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 ・定款に四半期配当の定めがある場合は「０．００」 ・定款に四半期配当の定めがない場合は「－」 ※１．（４）⑦配当の状況の開示方法も参照してください。 ※株式分割等を行った場合、記念配当・特別配当を含む場合、配当原資に資本剰余金が含まれる場合等における配当の状況の記載方法は、ＦＡＱとして上場会社ナビに掲載しておりますので、参照してください。
配当金総額	・前期及び当期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当（個別）の総額をそれぞれ記載してください。
指標の計算方法	・配当の状況に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・配当性向（連結） 当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る１株当たり個別配当金（合計）／１株当たり連結当期純利益 ×１００ ・純資産配当率（連結） 当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る１株当たり個別配当金（合計）／（期首１株当たり連結純資産＋期末１株当たり連結純資産）÷２ ×１００ ※分母がマイナスの場合は、「－」を記載してください。
【第３号参考様式の場合】	・配当の状況に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・配当性向（連結） 当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る１株当たり個別配当金（合計）／基本的１株当たり当期利益 ×１００ ・親会社所有者帰属持分配当率（連結） 当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る１株当たり個別配当金（合計）／（期首１株当たり親会社所有者帰属持分＋期末１株当たり親会社所有者帰属持分）÷２ ×１００ ※分母がマイナスの場合は、「－」を記載してください。
【第４号参考様式の場合】	・配当の状況に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・配当性向（連結） 当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る１株当たり個別配当金（合計） ×１００

	１株当たり当社株主に帰属する当期純利益 ・株主資本配当率（連結） $$\frac{\text{当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る１株当たり個別配当金（合計）}}{\text{（期首１株当たり株主資本＋期末１株当たり株主資本）÷２}} \times １００$$ ※分母がマイナスの場合は、「－」を記載してください。
配当予想	・次期における配当予想額を算出している場合には、当該予想額を記載してください。 ・決算短信（サマリー情報）ではなく、決算短信（添付資料）や決算補足説明資料その他の資料において配当予想に係る記載を行う場合には、当該配当予想の概要や、他の開示資料を参照すべき旨等を適切に記載することが考えられます。 ・配当予想額が未定の場合又は配当予想額を算出していない場合には、配当の状況欄に「－」を記入又は当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられます。

〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕

（参考様式抜粋）

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

開示事項	開示・記載上の注意
投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報	・実際の記載例としては、業績の予想値を記載する例、業績の予想値を記載しない旨やその理由を記載する例、中長期的な目標などを記載する例、何も記載しない例が見られます。

□　業績の予想値を記載する例

①　予想期間を「第２四半期（累計）・通期」、「通期のみ」、「四半期のみ」などとして記載する例

【事例１：第２四半期（累計）と通期の予想の例】

（%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		１株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第２四半期（累計）	389,000	△31.4	118,000	△52.2	118,000	△54.4	8,000	△82.4	5.48
通　期	808,000	△20.0	238,000	△39.0	237,000	△36.8	17,000	1.3	11.64

【事例２：通期の予想のみの例】

（%表示は対前期増減率）

	売上高		営業利益		税引前当期純利益		当社株主に帰属する当期純利益		１株当たり当社株主に帰属する当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通　期	820,000	△1.6	63,000	1.1	64,500	△1.8	47,500	0.4	222	16

【事例３：四半期の予想のみの例】

（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売上収益		営業利益		親会社の所有者に帰属する当期利益		基本的１株当たり当期利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第１四半期	38,200	1.3	6,600	64.7	4,900	139.1	33.79

②　予想項目（売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益）を選択して記載する例

【事例４：売上高（経常収益）を開示しない例】

（%表示は、対前期増減率）

	経常利益		当期純利益		１株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	420,000	△12.8	300,000	△7.7	80.01

③　予想数値を特定値ではなくレンジで記載する例

【事例５：レンジを持たせた予想の例】

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	200,000 ～220,000	19.1 ～31.0	17,000 ～25,000	3.2 ～51.7	17,000 ～25,000	0.3 ～47.5	11,000 ～18,000	13.1 ～85.1	95.43 ～156.15

□　業績の予想値を記載しない旨やその理由を記載する例

現時点では業績に影響を与える未確定な要素が多いため、業績予想を数値で示すことが困難な状況です。連結業績予想については、合理的に予測可能となった時点で公表します。

当社は各国の資本市場において多角的に投資金融サービス業を展開しており、また当該市場には経済情勢、相場環境等に起因するさまざまな不確実性が存在しております。このため当社は、業績予想の記載は行っておりません。
また同様の理由から、〇〇年〇月期の配当予想額は未定であるため、記載しておりません。

□　中長期的な目標などを記載する例

当社では株主・投資家の皆さまと当社の中長期的な成長に向けた相互理解を深めるため、中期的な経営目標を開示しています。詳細は【添付資料】〇ページ「〇〇〇〇」をご覧ください。

〔その他〕

（参考様式抜粋）

※　注記事項
（１）期中における連結範囲の重要な変更　：有・無
新規　　社　（社名）　、除外　　社　（社名）

（２）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
①　会計基準等の改正に伴う会計方針の変更　：有・無
②　①以外の会計方針の変更　：有・無
③　会計上の見積りの変更　：有・無
④　修正再表示　：有・無

（３）発行済株式数（普通株式）

①　期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年＊月期	株	**年＊月期	株
②　期末自己株式数	**年＊月期	株	**年＊月期	株
③　期中平均株式数	**年＊月期	株	**年＊月期	株

開示事項	開示・記載上の注意
期中における連結範囲の重要な変更	・当期における連結範囲の重要な変更（重要性は、連結財規第１０１条に規定する連結範囲の変更に準じてご判断ください）の有無を記載してください。 ・重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	・当期における連結財規第１４条の２及び第１４条の３に規定する会計方針の変更、連結財規第１４条の６に規定する会計上の見積りの変更及び連結財規第１４条の８に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。

	・連結財規第１４条の７に規定する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「①会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 **【第２号参考様式の場合】**	・当期における財表規則第８条の３及び第８条の３の２に規定する会計方針の変更、財表規則第８条の３の５に規定する会計上の見積りの変更及び財表規則第８条の３の７に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・財表規則第８条の３の６に規定する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「①会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更 **【第３号参考様式の場合】**	・当期における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無を記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、ＩＦＲＳにより要求される会計方針の変更（ＩＡＳ第８号第１４項（ａ））とそれ以外の変更（ＩＡＳ第８号第１４項（ｂ））に分けて、その有無を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更 **【第４号参考様式の場合】**	・当期における会計方針の変更（ＡＳＣ Ｔｏｐｉｃ２５０「会計方針の変更及び誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に該当する事項）の有無を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
発行済株式数	・当連結会計年度末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）、期末自己株式数及び期中平均株式数（１株当たり当期純利益（連結）の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
【第３号参考様式の場合】	・当連結会計年度末及び前連結会計年度末における普通株式に係る期末発行済株式数（自己株式を含む。）、期末自己株式数及び期中平均株式数（基本的１株当たり当期利益（連結）の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
【第４号参考様式の場合】	・当連結会計年度末及び前連結会計年度末における普通株式に係る期末発行済株式数（自己株式を含む。）、期末自己株式数及び期中平均株式数（１株当たり当社株主に帰属する当期純利益（連結）の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。

〔個別業績の概要〕

（参考様式抜粋）

（参考）個別業績の概要

1．**年＊月期の個別業績（**年**月**日～**年**月**日）

（1）個別経営成績

（%表示は対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 ＊月期								
**年 ＊月期								

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
**年 ＊月期		
**年 ＊月期		

（2）個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
**年 ＊月期				
**年 ＊月期				

（参考）自己資本　**年 ＊月期　百万円　**年 ＊月期　百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

開示事項	開示・記載上の注意
個別情報	・「連結経営成績及び連結財政状態」の記載上の注意に準じて記載してください。 ※「自己資本」は「純資産合計－株式引受権－新株予約権」となります。 ※上場会社が投資者ニーズを踏まえたうえで、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

〔特記事項〕

（参考様式抜粋）

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
決算短信が監査の対象外である旨の表示	※決算短信において開示される連結財務諸表については、金商法上の監査手続の対象ではありません。この参考様式においては、「※ 決算短信は監査の対象外です」との表示を行うことにより、その点を明確化するとともに、投資者に対して注意喚起を行っています。
業績予想の適切な利用に関する説明	・投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられます。

	・決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の背景や前提条件などの要旨を記載するほか、それらの内容を記載した決算短信（添付資料）の該当箇所を参照すべき旨を記載することが考えられます。 ・決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の自社における位置付け（例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません。）について、注意文言の中に含めて記載することが考えられます。 ［記載例］ ①リスク要因に言及する場合 （将来に関する記述等についてのご注意） 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。 （1）・・・ （2）・・・ 業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P.**「○○○○」をご覧ください。 ②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 （将来に関する記述等についてのご注意） 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料P. **「○○○○」をご覧ください。
その他特記事項	・必要に応じて、決算補足説明資料や説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法を記載してください。 ・投資者が通期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

（３）決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項

・ 以下の内容は、原則として、連結財務諸表作成会社（日本基準）を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準)、ＩＦＲＳ適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、取扱いについて特に記載がある項目を除き、これに準じて作成してください。

開示事項	開示・記載上の注意
〔経営成績等の概況〕	
当期の経営成績・財政状態の概況	・当期の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況を記載してください。 ※経営成績の概況の記載に当たっては、業績全般の主な変動要因のほか、セグメント・事業分野別の動向についても記載することが考えられます。
今後の見通し	・経営成績・財政状態に関して、次期を含む将来の見通しを記載してください。 ※将来の見通しの概況の記載に当たっては、業績全般の主な変動要因のほか、セグメント・事業分野別の見通しについても記載することが考えられます。 ※業績に大きな影響を与える可能性のある経営上の施策その他の要因・事象がある場合には、その内容を記載することが考えられます。 ※例えば、将来予測情報の前提条件（為替レート、原油価格等の定量的情報）の変動により開示された「次期の業績予想」等の将来予測情報の値が大きく変動する可能性がある場合には、当該前提条件を積極的に開示することが考えられます。さらに、当該前提条件の変動による業績への影響度合い（感応度）についても開示することが考えられます。 ※将来予測情報について、レンジの記載により「次期の業績予想」の開示を行っている場合には、変動幅の上限及び下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について記載することが考えられます。 ※決算短信の開示時点において「次期の業績予想」の形式では将来予測情報の開示を行わない場合において、業績の進捗を踏まえ、当該内容の開示が可能となった時点で開示を行う予定としているときは、その旨及び開示を行う時期の見込みについて記載することが考えられます。
継続企業の前提に関する重要事象等	・会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合は必ず記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。 ・重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 ・重要事象等が存在する旨及びその内容 ・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策
〔会計基準の選択に関する基本的な考え方〕	
会計基準の選択に関する基本的な考え方	・会計基準の選択に関する基本的な考え方を記載してください。 ・例えば、ＩＦＲＳの適用を検討しているか（その検討状況、適用予定時期）などを記載することが考えられます。
〔連結財務諸表及び主な注記〕	
連結財務諸表	・開示様式については、連結財規にしたがってください。 ・連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書（１計算書方式の場合）又は連結損益計算書及び連結包括利益計算書（２計算書方式の場合)、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書について、連結財規の様式にしたがって記載してください（増減は不要です。)。 ※投資判断を誤らせるおそれのない場合に、決算短信の開示を早期化するためサマリー情報及び経営成績等の概況を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報並びに経営成績・財政状態の概況及び今後の見通しの開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。 ※ＩＦＲＳ適用初年度の場合は、有価証券報告書において開示が求められる、前連結会計年度における日本基準（又は米国基準）とＩＦＲＳとの間の調整表を記載してください。
継続企業の前提に関する注記	・該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
会計方針の変更・会計上の見	・サマリー情報「※ 注記事項（２）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修

積りの変更・修正再表示	正再表示」（通期第２号参考様式においては「※ 注記事項（１）」）において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更【第３号参考様式の場合】	・サマリー情報「※ 注記事項（２）会計方針の変更・会計上の見積りの変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更【第４号参考様式の場合】	・サマリー情報「※ 注記事項（２）会計方針の変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
セグメント情報、１株当たり情報、重要な後発事象	・前連結会計年度と当連結会計年度との比較形式の記載、当連結会計年度のみの記載のいずれでも差し支えありません。 ※該当事項がない場合（セグメントが単一である場合を含む。）は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。 ※連結財務諸表非作成会社（日本基準）は、「持分法損益等」、「セグメント情報」、「１株当たり情報」、「重要な後発事象」を記載してください。

※ 決算短信（添付資料）には、利用者の利便性の向上の観点から、目次・ページ番号を記載してください。また、決算短信（添付資料）の各ページには、以下のとおりヘッダー情報を記載してください。

［ヘッダー情報の表示例］	ヘッダー情報の記載事項
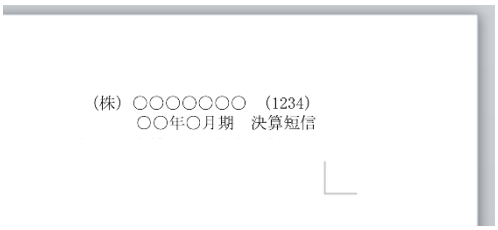	・上場会社名 ・証券コード（４桁コード） ・開示資料の表題（例「○○年○○月期 決算短信」）

３．第２四半期（中間期）決算短信の作成要領

（１）第２四半期（中間期）決算短信の構成等

①　第２四半期（中間期）決算短信の構成

・ 第２四半期（中間期）決算短信は、第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）と第２四半期（中間期）決算短信（添付資料）で構成されます。

②　第２四半期（中間期）決算短信において記載を要請している事項

・ 第２四半期（中間期）決算短信は金商法に基づく半期報告書に先立って決算の内容を迅速に開示する速報としての役割を担っており、第２四半期（中間期）決算短信においては、速報性が求められる事項（サマリー情報並びに中間連結財務諸表及び主な注記）に限定して記載を要請しています。
・ サマリー情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与える上場会社の第２四半期（中間期）決算の内容について、その要点の一覧性及び比較可能性を確保する観点から、簡潔に取りまとめたものとして参考様式に基づいて作成を要請しているものです。また、中間連結財務諸表及び主な注記は、サマリー情報に記載される主要な第２四半期（中間期）決算数値を投資者が適切に理解できるようにするために、その添付資料として記載を要請しているものです。
・ なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、第２四半期（中間期）決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに中間連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報の開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。

・ 決算短信等の様式に関する自由度の向上に関して東証が行ったパブリック・コメントの募集（２０１６年１０月２８日から実施）には、投資者やアナリストから決算短信等における記載事項に関して多くのご意見が寄せられました。開示の自由度を高める観点からの決算短信等の様式及び記載事項の見直しにより、各社の状況に応じた開示が可能となります。決算短信等における開示内容の検討にあたっては、以下の日本取引所グループウェブサイト上でご紹介しておりますので、これらの投資者等のご意見も参考としてご検討ください。

ＵＲＬ　https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html
（：株式・ＥＴＦ・ＲＥＩＴ等－上場会社のサポート－開示様式例・提出書類
－決算短信作成要領・四半期決算短信作成要領）

・ 具体的な第２四半期（中間期）決算短信の作成方法については、第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）については「３．（２）第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項」を、第２四半期（中間期）決算短信（添付資料）については「３．（３）第２四半期（中間期）決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項」をご参照ください。

（２）第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項

①　第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の参考様式

・ 東証では、第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）について、第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項に基づいて作成、開示することを要請しています。

・ 第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の参考様式は、上場会社が適用している会計基準、連結財務諸表作成会社であるか否か、上場会社が特定事業会社に該当するか否かに応じて、以下の７種類に区分されています。

・ なお、第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）及び第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）に含まれる数値情報等に係るＸＢＲＬファイルを効率的にご作成いただくため、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトでは、第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の作成ツールを提供しています。また、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトの機能を利用せずに第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）をご作成いただく場合を想定し、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、及び、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトでは、Ｗｏｒｄファイル形式の参考様式も提供しております（なお、第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）をＷｏｒｄファイル等の形式でご作成いただく場合でも、別途、ＸＢＲＬファイルの提出をお願いしておりますので、ご注意ください。）。

□ 四半期第５号参考様式〔日本基準〕（連結）（一般２Ｑ）
□ 四半期第６号参考様式〔日本基準〕（非連結）（一般２Ｑ）
□ 四半期第７号参考様式〔ＩＦＲＳ〕（連結）（一般２Ｑ）
□ 四半期第８号参考様式〔米国基準〕（連結）（一般２Ｑ）
□ 四半期第９号参考様式〔日本基準〕（連結）（特定２Ｑ）
□ 四半期第１０号参考様式〔日本基準〕（非連結）（特定２Ｑ）
□ 四半期第１１号参考様式〔ＩＦＲＳ〕（連結）（特定２Ｑ）

※ 次ページ以降に第５号参考様式を掲載しております。その他の参考様式については、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、又は、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトよりご確認ください。

※ 上記の区分のいずれの会計基準にも該当しない場合は、事前に東証までご相談ください。

※ 上場子会社連動配当株の発行者である上場会社が、対象子会社の決算の内容が定まった場合において利用する参考様式についても、上記各参考様式の区分に準ずるものとします。

□ 四半期第５号参考様式〔日本基準〕（連結）（一般２Ｑ）

**年＊月期　第２四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）

年月**日

上 場 会 社 名　○○○○○○株式会社　　上場取引所　東・名・福・札
コ ー ド 番 号　****　　ＵＲＬ　http://
代　　表　　者　（役職名）　○○○○○○○○○○○○　（氏名）　○○○　○○○
問合せ先責任者　（役職名）　○○○○○○○○○○○○　（氏名）　○○○　○○○　(TEL)**(****)****
半期報告書提出予定日　**年**月**日　　配当支払開始予定日　**年**月**日
決算補足説明資料作成の有無　：有・無
決算説明会開催の有無　：有・無（○○○向け）

（百万円未満切捨て）

１．**年＊月期第２四半期（中間期）の連結業績（**年**月**日～**年**月**日）

（１）連結経営成績（累計）　（%表示は、対前年中間期増減率）

	売 上 高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 ＊月期中間期								
**年 ＊月期中間期								

（注）　包括利益　　**年 ＊月期中間期　　百万円（　　%）　　**年 ＊月期中間期　　百万円（　　%）

	１株当たり中間純利益	潜在株式調整後１株当たり中間純利益
	円 銭	円 銭
**年 ＊月期中間期		
**年 ＊月期中間期		

（２）連結財政状態

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年 ＊月期中間期			
**年 ＊月期			

（参考）自己資本　　**年 ＊月期中間期　　百万円　　**年 ＊月期　　百万円

２．配当の状況

	年間配当金				
	第１四半期末	第２四半期末	第３四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 ＊月期					
**年 ＊月期					
**年 ＊月期(予想)					

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無　：有・無

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
（業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。）

※　注記事項

（1）当中間期における連結範囲の重要な変更　　：有・無
新規　　社　（社名）　　、除外　　社　（社名）

（2）中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用　　：有・無

（3）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更　　：有・無
② ①以外の会計方針の変更　　：有・無
③ 会計上の見積りの変更　　：有・無
④ 修正再表示　　：有・無

（4）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期中間期	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期中間期	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数(中間期)	**年*月期中間期	株	**年*月期中間期	株

※第２四半期（中間期）決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

② 第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項

・ 以下の内容は、原則として、四半期第５号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）（特定事業会社においては、四半期第９号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準））を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、ＩＦＲＳ適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、参考様式ごとの取扱いについて定めのある項目を除き、これに準じて作成してください。

〔全般〕

開示事項	開示・記載上の注意
追加情報の記載等	・第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）には、参考様式に定める内容のほか、投資者の投資判断上有用な情報を、任意で追加することができます（各項目の欄外若しくは「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」欄に記載又は３ページ目を追加して記載してください。）。
ページ番号等の表示	・第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。
ロゴマーク等の表示	・自社ロゴマーク等を表示することができます。 ・公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合は、１ページ目の右上に会員マークを表示してください。 ※未加入の場合には、会員マークを表示することはできません。
勘定科目の変更	・参考様式に記載されている勘定科目が自社の勘定科目に存在しない場合は、これに相当する勘定科目を記載してください（例えば、「売上高」に代えて「営業収益」を記載するなど。）。
端数等の処理	・百万円単位で表示する場合は、百万円未満を切捨てすることとしていますが、百万円未満を四捨五入しても差し支えありません。 ・銭単位で表示する場合は、銭未満を原則として四捨五入してください。 ・％（パーセント）で表示する場合は、小数第一位未満を原則として四捨五入してください。
前年度に係る数値の記載	・前年度に係る数値については、会計方針の変更や表示方法の変更、誤謬の訂正等（遡及修正等）を反映させた数値を記載してください。
当中間期からＩＦＲＳを適用する場合 **【第７号参考様式の場合】**	・当中間期からＩＦＲＳを適用する場合は、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」においてその旨を記載してください。 ・連結経営成績における前中間期欄及び連結財政状態における前年度末欄については、ＩＦＲＳに基づく数値を記載してください。

〔表題等部分〕

（参考様式抜粋）

****年＊月期　第２四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）**

年月**日

上 場 会 社 名　○○○○○○株式会社　　上場取引所　東・名・福・札
コ ー ド 番 号　****　　ＵＲＬ　http://
代　　表　　者　（役職名）　○○○○○○○○○○○○　（氏名）　○○○　○○○
問合せ先責任者　（役職名）　○○○○○○○○○○○○　（氏名）　○○○　○○○　（TEL）**（****）****
半期報告書提出予定日　**年**月**日　　配当支払開始予定日　**年**月**日
決算補足説明資料作成の有無　：有・無
決算説明会開催の有無　：有・無（○○○向け）

開示事項	開示・記載上の注意
配当支払開始予定日	・決算発表日現在における当中間連結会計期間末を基準日とする配当の支払開始予定日を記載してください。 ・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。 ・当中間連結会計期間末を基準日とする配当を行わない場合は、「－」と記載してください。
半期報告書提出予定日	・決算発表日現在における半期報告書の提出予定日を記載してください。
決算補足説明資料作成の有無	・決算補足説明資料（上場会社が決算短信以外に決算の内容を補足・説明するために投資者に提供する資料をいい、書類、映像等の形式は問いません。）の作成有無（作成を予定している場合を含みます。）を記載してください。
決算説明会開催の有無	・決算に係る説明会（決算内容に係る説明を行い、参加者と説明時に質疑応答が可能なものをいい、対面、電話、インターネット等の形式は問いません。）の開催有無（開催を予定している場合を含みます。）を記載してください。 ※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「決算説明会開催の有無」の右側に記載してください。

〔連結経営成績及び連結財政状態〕

（参考様式抜粋）

（百万円未満切捨て）

1．**年＊月期第２四半期（中間期）の連結業績（**年**月**日～**年**月**日）

（１）連結経営成績（累計）　（%表示は、対前年中間期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 ＊月期中間期								
**年 ＊月期中間期								

（注）　包括利益　**年 ＊月期中間期　百万円（　%）　**年 ＊月期中間期　百万円（　%）

	１株当たり中間純利益	潜在株式調整後１株当たり中間純利益
	円 銭	円 銭
**年 ＊月期中間期		
**年 ＊月期中間期		

（２）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年 ＊月期中間期			
**年 ＊月期			

（参考）自己資本　**年 ＊月期中間期　百万円　**年 ＊月期　百万円

開示事項	開示・記載上の注意
開示対象期間	・連結経営成績は、当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間について記載してください。 ・連結財政状態は、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末の状況について記載してください。
１株当たり指標	・１株当たり指標は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）に基づき算出した数値を記載してください。
【第７号参考様式の場合】	・基本的１株当たり中間利益及び希薄化後１株当たり中間利益は、「１株当たり利益」（ＩＡＳ第３３号）に基づき算定した数値を記載してください。 ・１株当たり中間利益は、「親会社の所有者に帰属する中間利益」に基づき算定された数値を記載してください。
【第８号参考様式の場合】	・１株当たり当社株主に帰属する中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり当社株主に帰属する中間純利益は、ＡＳＣ Ｔｏｐｉｃ２６０「１株当たり利益」に基づき算定した数値を記載してください。
指標の計算方法	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・総 資 産 ＝ 資産合計 ・純 資 産 ＝ 純資産合計 ・自己資本 ＝ 純資産合計－株式引受権－新株予約権－非支配株主持分 ・自己資本比率 ＝ （自己資本／総資産）×１００
【第７号参考様式の場合】	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times １００$
【第８号参考様式の場合】	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・株主資本 ＝ 期末資本合計（純資産）－期末非支配持分 ・株主資本比率 ＝ （株主資本／総資産）×１００
営業利益及び税引前利益 **【第７号参考様式の場合】** **【第１１号参考様式の場合】**	・営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してください。
経営成績等に係るその他の指標	・参考様式に定める内容のほか、経営管理上重要視している経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況に係る指標について、投資者の経営成績等の理解に資する場合には、当該指標を記載することができます（例えば、ＥＢＩＴＤＡやのれん償却前利益など。）。 ・これらの指標を記載する場合、投資者の誤解を招かない名称とし、その計算方法については、欄外又特記事項欄などに記載してください。また、その他の指標を記載する場合には、原則として継続して開示することとし、変更・削除を行う場合にはその理由を、欄外又は特記事項欄などに記載してください。

〔配当の状況〕

（参考様式抜粋）

２．配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 *月期					
**年 *月期					
**年 *月期（予想）					

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 ：有・無

開示事項	開示・記載上の注意
配当の状況	・当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。 ・配当の状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 ・定款に四半期配当の定めがある場合は「０．００」

	・定款に四半期配当の定めがない場合は「－」 ・年５回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当の状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に３ページ目を追加して記載してください。 ※１．（４）⑦配当の状況の開示方法も参照してください。
配当予想	・前年度に係る決算短信において当期配当予想を開示している場合において、その後新たな配当予想を算出しているときは、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を記載してください。 ・第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）ではなく、第２四半期（中間期）決算短信（添付資料）や決算補足説明資料その他の資料において配当予想に係る記載を行う場合には、当該配当予想の概要や、他の開示資料を参照すべき旨等を適切に記載することが考えられます。 ・配当予想額が未定の場合又は配当予想額を算出していない場合には、配当の状況欄に「－」を記入又は当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられます。 ・第２四半期（中間期）決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「直近に公表されている配当予想からの修正の有無」を有としたうえで、別途開示を行う必要があります。なお、当該第２四半期（中間期）決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（１．（４）②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。

〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕

（参考様式抜粋）

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
（業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。）

開示事項	開示・記載上の注意
投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報	※２．（２）②決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕を参照してください。 ・第２四半期（中間期）決算短信の開示と同日に「業績予想の修正等」を行う場合は、「直近に公表されている業績予想からの修正の有無」を有としたうえで、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。また、一定以上の変動が生じる場合には、別途開示を行う必要があります。なお、当該第２四半期（中間期）決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（１．（４）②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。

〔その他〕

（参考様式抜粋）

※　注記事項

（１）当中間期における連結範囲の重要な変更　：有・無
新規　　社　（社名）　、除外　　社　（社名）

（２）中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用　：有・無

（３）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
①　会計基準等の改正に伴う会計方針の変更　：有・無
②　①以外の会計方針の変更　：有・無
③　会計上の見積りの変更　：有・無
④　修正再表示　：有・無

（４）発行済株式数（普通株式）

①　期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年＊月期中間期	株	**年＊月期	株
②　期末自己株式数	**年＊月期中間期	株	**年＊月期	株
③　期中平均株式数(中間期)	**年＊月期中間期	株	**年＊月期中間期	株

開示事項	開示・記載上の注意
当中間期における連結範囲の重要な変更	・当中間連結会計期間における連結範囲の重要な変更（連結財規第１０１条に規定する連結範囲の変更）の有無を記載してください。 ・重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
当中間期における連結範囲の重要な変更 **【第９号参考様式の場合】**	・当中間期における連結範囲の重要な変更（重要性は、連結財規第１０１条に規定する連結範囲の変更に準じてご判断ください）の有無を記載してください。 ・重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	・連結財規第１０７条に規定する「第一種中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理」の適用の有無を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 **【第８号参考様式の場合】**	・簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	・当中間連結会計期間における連結財規第１０２条及び第１０３条に規定する会計方針の変更、連結財規第１０４条に規定する会計上の見積りの変更及び連結財規第１０６条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・連結財規第１０５条に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 **【第６号参考様式の場合】**	・当中間会計期間における財表規則第１３１条及び第１３２条に規定する会計方針の変更、財表規則第１３３条に規定する会計上の見積りの変更及び財表規則第１３５条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。

	・財表規則第１３４条に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更 **【第７号参考様式の場合】**	・当中間連結会計期間における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、ＩＦＲＳにより要求される会計方針の変更（ＩＡＳ第８号第１４項（ａ））とそれ以外の変更（ＩＡＳ第８号第１４項（ｂ））に分けて、その有無を記載してください。 ※　必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更 **【第８号参考様式の場合】**	・当中間連結会計期間における会計方針の変更（ＡＳＣ Ｔｏｐｉｃ２５０「会計方針の変更及び誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に該当する事項）の有無を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 **【第９号参考様式の場合】**	・当中間期における連結財規第１９９条及び第２００条に規定する会計方針の変更、連結財規第２０２条に規定する会計上の見積りの変更及び連結財規第２０４条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・連結財規第２０３条に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 **【第１０号参考様式の場合】**	・当中間期における財表規則第２１３条第２１４条に規定する会計方針の変更、財表規則第２１６条に規定する会計上の見積りの変更及び財表規則第２１８条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・財表規則第２１７条に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更 **【第１１号参考様式の場合】**	・当中間期における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、ＩＦＲＳにより要求される会計方針の変更（ＩＡＳ第８号第１４項（ａ））とそれ以外の変更（ＩＡＳ第８号第１４項（ｂ））に分けて、その有無を記載してください。 ※　必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
発行済株式数	・当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間の普通株式に係る期中平均株式数（１株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載し

	てください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
【第７号参考様式の場合】	・当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間の普通株式に係る期中平均株式数（基本的１株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
【第８号参考様式の場合】	・当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間の普通株式に係る期中平均株式数（１株当たり当社株主に帰属する中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
【第９号参考様式の場合】 **【第１０号参考様式の場合】**	・当中間期末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間期及び前年中間期の普通株式に係る期中平均株式数（１株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
【第１１号参考様式の場合】	・当中間期末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間期及び前年中間期の普通株式に係る期中平均株式数（基本的１株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。

〔個別業績の概要（特定事業会社の場合）〕

（参考様式抜粋）

（個別業績の概要）

１．**年＊月期第２四半期（中間期）の個別業績（**年**月**日～**年**月**日）

（１）個別経営成績

（%表示は、対前年中間期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 ＊月期中間期								
**年 ＊月期中間期								

	１株当たり中間純利益
	円 銭
**年 ＊月期中間期	
**年 ＊月期中間期	

（２）個別財政状態

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年 ＊月期中間期			
**年 ＊月期			

（参考）自己資本　**年 ＊月期中間期　百万円　**年 ＊月期　百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
（業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。）

開示事項	開示・記載上の注意
個別情報 【第９号参考様式の場合】 【第１１号参考様式の場合】	・「連結経営成績及び連結財政状態」の記載上の注意に準じて記載してください。 ※「自己資本」は「純資産合計－株式引受権－新株予約権」となります。 ※上場会社が投資者ニーズを踏まえたうえで、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

〔特記事項〕

（参考様式抜粋）

※ 第２四半期（中間期）決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
第２四半期（中間期）決算短信がレビュー手続の対象外である旨の表示	※第２四半期（中間期）決算短信において開示される中間連結財務諸表については、金商法上のレビュー手続の対象ではありません。この参考様式においては、「※ 第２四半期（中間期）決算短信はレビューの対象外です」との表示を行うことにより、その点を明確化するとともに、投資者に対して注意喚起を行っています。
業績予想の適切な利用に関する説明	・投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられます。 ・第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の背景や前提条件などの要旨を記載するほか、それらの内容を記載した第２四半期（中間期）決算短信（添付資料）の該当箇所を参照すべき旨を記載することが考えられます。 ・第２四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の自社における位置付け（例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません。）について、注意文言の中に含めて記載することが考えられます。 ［記載例］ ①リスク要因に言及する場合 （将来に関する記述等についてのご注意） 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。 （1）・・・ （2）・・・ 業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P.**「○○○○」をご覧ください。 ②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 （将来に関する記述等についてのご注意） 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
その他特記事項	・必要に応じて、決算補足説明資料や説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法を記載してください。 ・投資者が決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

（３）第２四半期（中間期）決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項

・ 以下の内容は、原則として、四半期第５号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）（特定事業会社においては、四半期第９号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準））を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、ＩＦＲＳ適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、取扱いについて特に記載がある項目を除き、これに準じて作成してください。

開示事項	開示・記載上の注意
〔中間連結財務諸表及び主な注記〕	
全般	・開示様式は、連結財規における第一種中間連結財務諸表等に係る定めを参照してください。 ※投資者の投資判断に支障が生じない範囲で要約しても差し支えありません。※投資判断を誤らせるおそれのない場合に、第２四半期（中間期）決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに中間連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報の開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。
中間連結財務諸表	・中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書（１計算書方式の場合）又は中間連結損益計算書及び中間包括利益計算書（２計算書方式の場合）について記載してください。
【第７号参考様式の場合】	・要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結包括利益計算書（単一の要約計算書又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書）、要約中間連結持分変動計算書について記載してください。 ※ＩＦＲＳ適用初年度の場合は、半期報告書において開示が求められる、前連結会計年度及び前第２四半期（中間期）における日本基準（又は米国基準）とＩＦＲＳとの間の調整表を記載してください。なお、第１四半期において前連結会計年度における調整表を記載している場合は、当該調整表の記載は不要です。
【第９号参考様式の場合】 **【第１０号参考様式の場合】**	・中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書（１計算書方式の場合）又は中間連結損益計算書及び中間包括利益計算書（２計算書方式の場合）、中間連結株主資本等変動計算書について記載してください。
【第１１号参考様式の場合】	・要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結包括利益計算書（単一の要約計算書又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書）、要約中間連結持分変動計算書について記載してください。
継続企業の前提に関する注記	・該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 **【第５号参考様式の場合】** **【第６号参考様式の場合】** **【第８号参考様式の場合】**	・該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	・サマリー情報「※ 注記事項（２）中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」（四半期第６号参考様式においては「※ 注記事項（１）中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」）において「有」とした場合は、重要なものの内容を記載してください（重要性の判断は、半期報告書への記載の要否を基準としてください。）。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 **【第８号参考様式の場合】**	・サマリー情報「※ 注記事項（２）簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」において「有」とした場合は、両会計処理を区分したうえで、重要なものの内容を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	・サマリー情報「※ 注記事項（３）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示」（四半期第６号参考様式及び四半期第９号参考様式においては「※ 注記事項（２）」、四半期第１０号参考様式においては「※ 注記事項（１）」）において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上	・サマリー情報「※ 注記事項（２）会計方針の変更・会計上の見積りの変更」に

の見積りの変更 **【第７号参考様式の場合】** **【第１１号参考様式の場合】**	おいて「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更 **【第８号参考様式の場合】**	・サマリー情報「※ 注記事項（３）会計方針の変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
〔その他〕	
継続企業の前提に関する重要事象等	・会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合は必ず記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。 ・重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 ・重要事象等が存在する旨及びその内容 ・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

※ 第２四半期（中間期）決算短信（添付資料）には、利用者の利便性の向上の観点から、目次・ページ番号を記載してください。また、第２四半期（中間期）決算短信（添付資料）の各ページには、以下のとおりヘッダー情報を記載してください。

［ヘッダー情報の表示例］	ヘッダー情報の記載事項
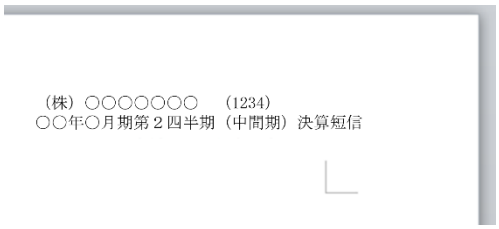	・上場会社名 ・証券コード（４桁コード） ・開示資料の表題（例「○○年○月期　第２四半期（中間期）決算短信」）

４．第１・第３四半期決算短信の作成要領

（１）第１・第３四半期決算短信の構成等

①　第１・第３四半期決算短信の構成

・ 第１・第３四半期決算短信は、四半期決算短信（サマリー情報）と四半期決算短信（添付資料）で構成されます。

②　第１・第３四半期決算短信において記載が義務付けられている事項

・ 第１・第３四半期決算短信については、上場規程第４０４条第２項において、「四半期財務諸表等の作成基準」に準拠して作成した四半期財務諸表等の記載が義務付けられています。また、本作成要領において、サマリー情報及び添付資料の一部の項目（経営成績等の概況等）の記載が義務付けられています。これらの記載を義務としているのは、第１・第３四半期の決算の内容については、通期及び第２四半期（中間期）とは異なり、有価証券報告書や半期報告書などの法定開示が求められていないことを踏まえたものです。

・ サマリー情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与える上場会社の四半期決算の内容について、その要点の一覧性及び比較可能性を確保する観点から、簡潔に取りまとめたものです。第１・第３四半期決算短信については、参考様式に基づいて作成する必要があります。また、サマリー情報に記載される主要な四半期決算数値を投資者が適切に理解できるようにするために、その添付資料として、経営成績等の概況並びに四半期財務諸表等の記載が義務付けられています。

・ また、第１・第３四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対して公認会計士等によるレビューを受ける場合には、当該レビュー報告書の添付が必要となります。（詳細は「４．（２）第１・第３四半期決算短信における公認会計士等によるレビュー」をご参照ください。）。

・ なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、四半期決算短信の開示を早期化するため一部の事項（例えば、サマリー情報や四半期連結財務諸表）について先行して開示することができます。その場合、準備が整い次第直ちにその他の開示が義務付けられている事項及び投資者ニーズに応じて開示を行う事項について開示することとします。

・ 具体的な四半期決算短信の作成方法については、第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）については「４．（３）第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項」を、第１・第３四半期決算短信（添付資料）については「４．（４）第１・第３四半期決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項」をご参照ください。

・ 決算期変更等に伴い、事業年度が１２か月を超える場合の第４四半期あるいは第５四半期においても、第１・第３四半期決算短信の作成要領を準用してください。

・連結財務諸表非作成会社（ＩＦＲＳ）の場合、日本基準とＩＦＲＳによる四半期財務諸表及び注記事項を記載する必要があります。

（２）第１・第３四半期決算短信における公認会計士等によるレビュー

・ 第１・第３四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューは原則として任意です。一方で、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合には、四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューが義務付けられます。

・ 具体的には、以下の要件のいずれかに該当した場合、要件該当以後に開示される第１・第３四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対して公認会計士等のレビューを受けることが義務付けられています。なお、要件該当後に提出される有価証券報告書及び内部統制報告書において、以下の要件のいずれにも該当しない場合には、レビューの義務付けは解除されます。

ａ 直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信（レビューを受ける場合）において、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（レビューの結論）が付される場合
ｂ 直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付される場合
ｃ 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
ｄ 直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合
ｅ 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付される場合
※ａとｃについては、直近の有価証券報告書、半期報告書若しくは四半期決算短信（レビューを受ける場合）又は内部統制報告書の訂正を行い、訂正後の報告書等において要件に該当する場合を含みます。
※ｄ と ｅ については、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合として、当取引所が認める場合を除くものとします。

【施行規則第４０５条第２項】

・ 第１・第３四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対してレビューを受ける場合には、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等によるレビューを受けることが必要となります。

【上場規程第４３８条第２項】

・ 四半期財務諸表等の監査証明は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条第４項の期中レビュー基準に従って実施されたレビューの結果に基づいて当該公認会計士等が作成したレビュー報告書により行うものとし、当該レビュー報告書について第１・第３四半期決算短信への添付が必要となります。

【上場規程第４０４条第４項、施行規則第４０５条第３項】

・ 施行規則第４０５条第２項に該当しレビューが義務付けられた第１・第３四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合には、原則として、訂正後の当該四半期財務諸表等についても公認会計士等によるレビューが必要となります。なお、半期報告書の中間財務諸表等を訂正する場合における取扱いに準じて、レビューを受けないことも考えられます。

【上場規程第４１６条第３項】

・ 施行規則第４０５条第２項に該当しないものの公認会計士等によるレビューを受けた第１・第３四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合には、訂正後の当該四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューは任意となります。
・ 公認会計士等によるレビューを受けた第１・第３四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合で、訂正後の四半期財務諸表等について公認会計士等によるレビューを受けていないときは、その旨を「決算発表資料の訂正」の開示において記載してください。

・ 施行規則第４０５条第２項に該当しないものの公認会計士又は監査法人によるレビューを受ける場合で、レビューが完了する前に第１・第３四半期決算短信を先行して開示する場合には、公認会計士又は監査法人によるレビューが完了次第、レビュー報告書を添付した四半期決算短信の全文を開示する必要があります。また、財務諸表及び一部の注記事項のＸＢＲＬ及び添付資料ＨＴＭＬ（レビュー報告書を含む。）の添付も必要となります（詳細は、「１．（３）決算短信等のデータ形式」をご参照ください。）。

（３）第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項

①　第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式

・ 第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）について、第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項に基づいて作成、開示してください。
・ 第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式は、上場会社が適用している会計基準、連結財務諸表作成会社であるか否かに応じて、以下の４種類に区分されています。
・ なお、第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）及び第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）に含まれる数値情報等に係るＸＢＲＬファイルを効率的にご作成いただくため、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトでは、第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）の作成ツールを提供しています。また、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトの機能を利用せずに第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）をご作成いただく場合を想定し、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、及び、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトでは、Ｗｏｒｄファイル形式の参考様式も提供しております（なお、第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）をＷｏｒｄファイル等の形式でご作成いただく場合でも、別途、ＸＢＲＬファイルの提出が必要となりますので、ご注意ください。）。

□ 四半期第１号参考様式〔日本基準〕（連結）
□ 四半期第２号参考様式〔日本基準〕（非連結）
□ 四半期第３号参考様式〔ＩＦＲＳ〕（連結）
□ 四半期第４号参考様式〔米国基準〕（連結）

※ 次ページ以降に第１号参考様式を掲載しております。その他の参考様式については、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、又は、ＴＤｎｅｔオンライン登録サイトよりご確認ください。
※ 上記の区分のいずれの会計基準にも該当しない場合は、事前に東証までご相談ください。
※ 上場子会社連動配当株の発行者である上場会社が、対象子会社の決算の内容が定まった場合において利用する参考様式についても、上記各参考様式の区分に準ずるものとします。

□ 四半期第１号参考様式〔日本基準〕（連結）

**年＊月期　第＊四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

年月**日

上 場 会 社 名　○○○○○○株式会社　　上場取引所　東・名・福・札
コ ー ド 番 号　****　　ＵＲＬ　http://
代　　表　　者　（役職名）　○○○○○○○○○○○○　（氏名）　○○○　○○○
問合せ先責任者　（役職名）　○○○○○○○○○○○○　（氏名）　○○○　○○○　(TEL)**(****)****
配当支払開始予定日　　**年**月**日
決算補足説明資料作成の有無　　：有・無
決算説明会開催の有無　　：有・無（○○○向け）

（百万円未満切捨て）

１．**年＊月期第＊四半期の連結業績（**年**月**日～**年**月**日）

（１）連結経営成績（累計）　（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売 上 高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 ＊月期第＊四半期								
**年 ＊月期第＊四半期								

（注）　包括利益　　**年 ＊月期第＊四半期　　百万円（　　%）　　**年 ＊月期第＊四半期　　百万円（　　%）

	１株当たり四半期純利益	潜在株式調整後１株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
**年 ＊月期第＊四半期		
**年 ＊月期第＊四半期		

（２）連結財政状態

	総 資 産	純 資 産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年 ＊月期第＊四半期			
**年 ＊月期			

（参考）自己資本　　**年 ＊月期第＊四半期　　百万円　　**年 ＊月期　　百万円

２．配当の状況

	年間配当金				
	第１四半期末	第２四半期末	第３四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 ＊月期					
**年 ＊月期					
**年 ＊月期(予想)					

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無　　：有・無

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
（業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。）

※　注記事項

（1）当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更　：有・[無]
　　新規　　社　（社名）　　、除外　　社　（社名）

（2）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用　：有・[無]

（3）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
　①　会計基準等の改正に伴う会計方針の変更　：有・[無]
　②　①以外の会計方針の変更　：有・[無]
　③　会計上の見積りの変更　：有・[無]
　④　修正再表示　：有・[無]

（4）発行済株式数（普通株式）

①　期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
②　期末自己株式数	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
③　期中平均株式数(四半期累計)	**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー　：有（義務）・有（任意）・[無]

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

② 第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項

・ 以下の内容は、原則として、四半期第１号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準)、ＩＦＲＳ適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、参考様式ごとの取扱いについて定めのある項目を除き、これに準じて作成してください。

〔全般〕

開示事項	開示・記載上の注意
追加情報の記載等	・第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）には、参考様式に定める内容のほか、投資者の投資判断上有用な情報を、任意で追加することができます（各項目の欄外若しくは「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」欄に記載又は３ページ目を追加して記載してください。)。
ページ番号等の表示	・第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。
ロゴマーク等の表示	・自社ロゴマーク等を表示することができます。 ・公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合は、１ページ目の右上に会員マークを表示してください。 ※未加入の場合には、会員マークを表示することはできません。
勘定科目の変更	・参考様式に記載されている勘定科目が自社の勘定科目に存在しない場合は、これに相当する勘定科目を記載してください（例えば、「売上高」に代えて「営業収益」を記載するなど。)。
端数等の処理	・百万円単位で表示する場合は、百万円未満を切捨てすることとしていますが、百万円未満を四捨五入しても差し支えありません。 ・銭単位で表示する場合は、銭未満を原則として四捨五入してください。 ・％（パーセント）で表示する場合は、小数第一位未満を原則として四捨五入してください。
前年度に係る数値の記載	・前年度に係る数値については、会計方針の変更や表示方法の変更、誤謬の訂正等（遡及修正等）を反映させた数値を記載してください。
当四半期からＩＦＲＳを適用する場合 **【第３号参考様式の場合】**	・当四半期からＩＦＲＳを適用する場合は、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」においてその旨を記載してください。 ・連結経営成績における前四半期欄及び連結財政状態における前年度末欄については、ＩＦＲＳに基づく数値を記載してください。

〔表題等部分〕

(参考様式抜粋)

****年＊月期　第＊四半期決算短信〔日本基準〕(連結)**

****年**月**日**

上場会社名　○○○○○○株式会社　　上場取引所　東・名・福・札
コード番号　**　　URL　http://**
代表者　(役職名)　○○○○○○○○○○○○　(氏名)　○○○　○○○
問合せ先責任者　(役職名)　○○○○○○○○○○○○　(氏名)　○○○　○○○　(TEL)(****)******
配当支払開始予定日　**年月**日**
決算補足説明資料作成の有無　：有・無
決算説明会開催の有無　：有・無（○○○向け）

開示事項	開示・記載上の注意
配当支払開始予定日	・決算発表日現在における当四半期連結会計期間末を基準日とする配当の支払開始予定日を記載してください。 ・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。 ・当四半期連結会計期間末を基準日とする配当を行わない場合は、「－」と記載してください。
決算補足説明資料作成の有無	・決算補足説明資料（上場会社が決算短信以外に決算の内容を補足・説明するために投資者に提供する資料をいい、書類、映像等の形式は問いません。）の作成有無（作成を予定している場合を含みます。）を記載してください。
決算説明会開催の有無	・決算に係る説明会（決算内容に係る説明を行い、参加者と説明時に質疑応答が可能なものをいい、対面、電話、インターネット等の形式は問いません。）の開催有無（開催を予定している場合を含みます。）を記載してください。 ※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「決算説明会開催の有無」の右側に記載してください。

〔連結経営成績及び連結財政状態〕

（参考様式抜粋）

（百万円未満切捨て）

１．年＊月期第＊四半期の連結業績（**年**月**日～**年**月**日）**

（１）連結経営成績（累計）

（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 ＊月期第＊四半期								
**年 ＊月期第＊四半期								

（注） 包括利益 **年 ＊月期第＊四半期 百万円（ %） **年 ＊月期第＊四半期 百万円（ %）

	１株当たり四半期純利益	潜在株式調整後１株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
**年 ＊月期第＊四半期		
**年 ＊月期第＊四半期		

（２）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年 ＊月期第＊四半期			
**年 ＊月期			

（参考）自己資本 **年 ＊月期第＊四半期 百万円 **年 ＊月期 百万円

開示事項	開示・記載上の注意
開示対象期間	・連結経営成績は、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間について記載してください。 ・連結財政状態は、当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の状況について記載してください。
１株当たり指標	・１株当たり指標は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）に基づき算出した数値を記載してください。
【第３号参考様式の場合】	・基本的１株当たり四半期利益及び希薄化後１株当たり四半期利益は、「１株当たり利益」（ＩＡＳ第３３号）に基づき算定した数値を記載してください。 ・１株当たり四半期利益は、「親会社の所有者に帰属する四半期利益」に基づき算定された数値を記載してください。
【第４号参考様式の場合】	・１株当たり当社株主に帰属する四半期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当社株主に帰属する四半期純利益は、ＡＳＣ Ｔｏｐｉｃ２６０「１株当たり利益」に基づき算定した数値を記載してください。
指標の計算方法	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・総 資 産 ＝ 資産合計 ・純 資 産 ＝ 純資産合計 ・自己資本 ＝ 純資産合計－株式引受権－新株予約権－非支配株主持分 ・自己資本比率 ＝ （自己資本／総資産）×１００
【第３号参考様式の場合】	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times 100$
【第４号参考様式の場合】	・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 ・株主資本 ＝ 期末資本合計（純資産）－期末非支配持分 ・株主資本比率 ＝ （株主資本／総資産）×１００
営業利益及び税引前利益 **【第３号参考様式の場合】**	・営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してください。
経営成績等に係るその他の指標	・参考様式に定める内容のほか、経営管理上重要視している経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況に係る指標について、投資者の経営成績等の理解に資する場合には、当該指標を記載することができます（例えば、ＥＢＩＴＤＡやのれん償却前利益など。）。 ・これらの指標を記載する場合、投資者の誤解を招かない名称とし、その計算方法については、欄外又は特記事項欄などに記載してください。また、その他の指標を記載する場合には、原則として継続して記載することとし、変更・削除を行う場合にはその理由を、欄外又は特記事項欄などに記載してください。

〔配当の状況〕

（参考様式抜粋）

２．配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
**年 ＊月期					
**年 ＊月期					
**年 ＊月期(予想)					

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 ：有・無

開示事項	開示・記載上の注意
配当の状況	・当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。 ・配当の状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 ・定款に四半期配当の定めがある場合は「０．００」 ・定款に四半期配当の定めがない場合は「－」 ・年５回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当の状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に３ページ目を追加して記載してください。

	※1．（4）⑦配当の状況の開示方法も参照してください。
配当予想	・前年度に係る決算短信において当期配当予想を開示している場合において、その後新たな配当予想を算出しているときは、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を記載してください。 ・四半期決算短信（サマリー情報）ではなく、四半期決算短信（添付資料）や四半期決算補足説明資料その他の資料において配当予想に係る記載を行う場合には、当該配当予想の概要や、他の開示資料を参照すべき旨等を適切に記載することが考えられます。 ・配当予想額が未定の場合又は配当予想額を算出していない場合には、配当の状況欄に「－」を記入又は当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられます。 ・四半期決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「直近に公表されている配当予想からの修正の有無」を有としたうえで、別途開示を行う必要があります。なお、当該四半期決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（1．（4）②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。

〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕

（参考様式抜粋）

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
（業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。）

開示事項	開示・記載上の注意
投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報	※2．（2）②決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕を参照してください。 ・第1・第3四半期決算短信の開示と同日に「業績予想の修正等」を行う場合は、「直近に公表されている業績予想からの修正の有無」を有としたうえで、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。また、一定以上の変動が生じる場合には、別途開示を行う必要があります。なお、当該四半期決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（1．（4）②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。

〔その他〕

（参考様式抜粋）

※　注記事項

（１）当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更　：有・無
　　新規　　社　（社名）　　、除外　　社　（社名）

（２）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用　：有・無

（３）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
　① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更　：有・無
　② ①以外の会計方針の変更　：有・無
　③ 会計上の見積りの変更　：有・無
　④ 修正再表示　：有・無

（４）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年＊月期＊Q	株	**年＊月期	株
② 期末自己株式数	**年＊月期＊Q	株	**年＊月期	株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	**年＊月期＊Q	株	**年＊月期＊Q	株

開示事項	開示・記載上の注意
当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更	・当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更（期中会計基準第２５項に規定する連結範囲の変更）の有無を記載してください。 ・重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	・期中会計基準第２４項（６）に規定する「期中特有の会計処理」の適用の有無を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 **【第４号参考様式の場合】**	・簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無を記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	・当四半期連結累計期間における期中会計基準第２４項（１）、（２）、（３）又は同第３２項（１）に規定する会計方針の変更、期中会計基準第２４項（４）に規定する会計上の見積りの変更及び期中会計基準第２４項（２０）に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・期中会計基準第２４項（５）に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更 **【第３号参考様式の場合】**	・当四半期連結累計期間における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、ＩＦＲＳにより要求される会計方針の変更（ＩＡＳ第８号第１４項（ａ））とそれ以外の変更（ＩＡＳ第８号第１４項（ｂ））に分けて、その有無を記載してください。 ※　必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
会計方針の変更	・当四半期連結累計期間における会計方針の変更（ＡＳＣ　Ｔｏｐｉｃ２５０

	【第４号参考様式の場合】	「会計方針の変更及び誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に該当する事項）の有無を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
発行済株式数		・当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（１株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
	【第３号参考様式の場合】	・当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（基本的１株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。
	【第４号参考様式の場合】	・当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（１株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 ※株式数は１株単位で記載してください。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 ［記載例］ （注）詳細は、添付資料P.**「○○○○」をご覧ください。

〔特記事項〕

（参考様式抜粋）

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー　：有（義務）・有（任意）・無
※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビューの有無	・添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビューの有無を記載してください。 ・施行規則第４０５条第２項に該当する場合には、レビューが義務付けられます。この場合には、「有（義務）」としてください。 ・施行規則第４０５条第２項に該当しないものの、任意に四半期連結財務諸表に対するレビューを受けた場合には、「有（任意）」としてください。 ・レビューを受ける場合で、レビューが完了する前に開示を行う場合は、「無」としてください。また、レビュー完了後にレビュー報告書を添付した四半期決算短信を開示する予定である旨及びその開示予定日を、「その他特記事項」において記載してください。 ※原則として、第１・第３四半期決算短信において開示される四半期連結財務諸表に対するレビューは任意ですが、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合に公認会計士等によるレビューが義務付けられています（詳細は「４．（２）第１・第３四半期決算短信における公認会計士等によるレビュー」をご参照ください。）。
業績予想の適切な利用に関する説明	・投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられます。 ・第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の背景や前提条件などの要旨を記載するほか、それらの内容を記載した第１・第３四半期決算短信（添付資料）の該当箇所を参照すべき旨を記載することが考えられます。 ・第１・第３四半期決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の自社における位置付け（例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません。）について、注意文言の中に含めて記載することが考えられます。 ［記載例］ ①リスク要因に言及する場合 （将来に関する記述等についてのご注意） 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。 （1）・・・ （2）・・・ 業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P.**「○○○○」をご覧ください。 ②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 （将来に関する記述等についてのご注意） 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料 P. **「○○○○」をご覧ください。
その他特記事項	・必要に応じて、決算補足説明資料や説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法を記載してください。

	・公認会計士又は監査法人によるレビューを受ける場合で、レビューが完了する前に開示をするときは、後日、レビュー完了後にレビュー報告書を添付した四半期決算短信の開示を行う旨及びその開示予定日を記載してください。 ・投資者が決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

（４）第１・第３四半期決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項

・ 以下の内容は、原則として、四半期第１号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、ＩＦＲＳ適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、取扱いについて特に記載がある項目を除き、これに準じて作成してください。

開示事項	開示・記載上の注意
〔経営成績等の概況〕	
当四半期連結累計期間の経営成績等の概況	・当四半期連結累計期間の経営成績及び財政状態に関する概況を記載してください。 ※経営成績の概況の記載に当たっては、業績全般の主な変動要因のほか、セグメント・事業分野別の動向についても記載することが考えられます。記載内容の検討に当たっては、後述する「(参考)「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例」もご参照ください。 ・四半期決算短信において記載をせず、四半期決算の補足説明資料等において開示する場合には、当該資料を参照すべき旨及びその参照方法を記載してください。
継続企業の前提に関する重要事象等	・会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合は記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。 ・重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 ・重要事象等が存在する旨及びその内容 ・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策
〔四半期連結財務諸表及び主な注記〕	
全般	※四半期連結財務諸表及び主な注記について、施行規則の別添９「四半期財務諸表等の作成基準」（以下「作成基準」といいます。）では、以下の方法に従い四半期財務諸表等及び注記を作成することを求めています。 （１）期中会計基準に準拠（上場会社の利害関係人が、四半期財務諸表等に係る上場会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項がある場合はその注記を含む）して四半期財務諸表等及び注記を作成する 【作成基準第４条第１項】 （２）（１）の規定にかかわらず、以下に掲げる事項以外の事項に係る記載を省略することができる ・ 四半期連結貸借対照表 ・ 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書 ・ 会計方針の変更に関する注記 ・ 会計上の見積りの変更に関する注記 ・ 修正再表示に関する注記 ・ 期中特有の会計処理に関する注記 ・ セグメント情報等の注記 ・ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ・ 継続企業の前提に関する注記 ・ キャッシュ・フロー計算書に関する注記（四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る） 【作成基準第４条第２項】 ※以降の項目では、上記（２）に基づく開示・記載上の注意を記載しております。 ※ＩＦＲＳ適用会社や米国会計基準適用会社においては、上記（１）の場合にはそれぞれの会計基準等に準拠して作成することし、上記（２）の場合には上記（２）で掲げる事項に相当するもの以外の事項に係る記載を省略することができます。 【作成基準第５条】

	・四半期財務諸表等の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用することとします。 【作成基準第２条第３項】 ・四半期連結財務諸表における項目の表示に係る取扱いについては、第一種中間財務諸表等での取扱いを準用するものとします。 ・ＩＦＲＳ適用会社が、ＩＡＳ第２１号に規定される表示通貨を本邦通貨以外の通貨建てとしている場合には、当該通貨建ての金額により表示することができます。
四半期連結財務諸表	・四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書（１計算書方式の場合）又は四半期連結損益計算書及び四半期包括利益計算書（２計算書方式の場合）について記載してください。
【第３号参考様式の場合】	※ＩＦＲＳ適用初年度の場合は、前年同四半期連結累計期間における日本基準（又は米国基準）とＩＦＲＳとの間の調整表を記載してください。 ※また、ＩＦＲＳ適用初年度の最初の四半期連結財務諸表等においては、ＩＦＲＳ移行日及び前連結会計年度における日本基準（又は米国基準）とＩＦＲＳとの間の調整表も記載してください。例えば、当第１四半期よりＩＦＲＳを適用する場合は、当第１四半期においてＩＦＲＳ移行日及び前連結会計年度における調整表を記載してください。 ※記載される四半期連結財務諸表に係る調整表を記載してください。例えば、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しない場合には、キャッシュ・フロー計算書に係る調整表は不要です。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	・サマリー情報「※ 注記事項（３）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示」（四半期第２号参考様式においては「※ 注記事項（２）」）において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。 ※新しい会計基準が公表された場合の比較情報については、財務諸表等規則の取扱いに準じてください。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更 **【第３号参考様式の場合】**	・サマリー情報「※ 注記事項（２）会計方針の変更・会計上の見積りの変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更 **【第４号参考様式の場合】**	・サマリー情報「※ 注記事項（３）会計方針の変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	・サマリー情報「※ 注記事項（２）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」（四半期第２号参考様式においては「※ 注記事項（１）四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」）において「有」とした場合は、重要なものの内容を記載してください（重要性について、第一種中間財務諸表等への記載の要否に準じて判断してください。）。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 **【第４号参考様式の場合】**	・サマリー情報「※ 注記事項（２）簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」において「有」とした場合は、両会計処理を区分したうえで、重要なものの内容を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
セグメント情報等の注記	・期中会計基準第２４項（７）及び同第３２項（２）に基づく「セグメント情報等の注記」を記載してください。
セグメント情報の注記 **【第３号参考様式の場合】**	・ＩＦＲＳにより要求されるセグメント情報の注記（ＩＡＳ第３４号第１６Ａ項（ｇ））を記載してください
セグメント情報の注記 **【第４号参考様式の場合】**	・セグメント情報の注記（ＡＳＣ　Ｔｏｐｉｃ２７０「期中財務報告」に規定するセグメント情報の注記）を記載してください。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	・期中会計基準第２４項（１１）に基づく「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」を記載してください。 ・該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 **【第３号参考様式の場合】**	・期中会計基準第２４項（１１）に基づく「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」に相当する事項を記載してください。 ※四半期連結持分変動計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 **【第４号参考様式の場合】**	・期中会計基準第２４項（１１）に基づく「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」に相当する事項を記載してください。 ※四半期連結資本変動計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不

	要です。
継続企業の前提に関する注記	・期中会計基準第２４項（１２）に基づく「継続企業の前提に関する事項」を記載してください。 ・記載にあたっては、作成基準第４条第１項第２号の読替規定を適用してください。 ・該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
キャッシュ・フローに関する注記	・連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、期中会計基準第３３項に基づく「キャッシュ・フロー計算書に関する注記」を記載してください。 ※連結キャッシュ・フロー計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
【第３号参考様式の場合】 **【第４号参考様式の場合】**	・連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、期首からの累計期間に係る減価償却費（無形資産に係る償却費を含む。）について記載してください。 ※連結キャッシュ・フロー計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
その他の事項	・上記のほか、期中会計基準において記載が規定されている事項のうち、投資者ニーズがあると考えられる事項について開示する場合には、期中会計基準に基づき記載してください。 ※開示事項の検討に当たっては、後述する「(参考)「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例」もご参照ください。
〔その他〕	
公認会計士又は監査法人によるレビュー報告書	・施行規則第４０５条第２項に該当する場合又は施行規則第４０５条第２項に該当しないものの公認会計士又は監査法人によるレビューを受ける場合、公認会計士又は監査法人によるレビュー報告書を添付してください。

※ 第１・第３四半期決算短信（添付資料）には、利用者の利便性の向上の観点から、目次・ページ番号を記載してください。また、第１・第３四半期決算短信（添付資料）の各ページには、以下のとおりヘッダー情報を記載してください。

［ヘッダー情報の表示例］	ヘッダー情報の記載事項
（株）○○○○○○○　（1234） ○○年○月期第○四半期決算短信	・上場会社名 ・証券コード（４桁コード） ・開示資料の表題（例「○○年○月期　第○四半期決算短信」）

○（参考）「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例

・ 第１・第３四半期決算短信の開示にあたっては、開示が義務付けられている事項以外についても、基本的には、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要と考えられます。

・ 以下は、第１・第３四半期決算短信の開示において「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例となります。投資者ニーズのある事項は、業種や事業内容等によって異なるため、開示する情報については投資者ニーズに応じて上場会社が判断するようにしてください。

〔経営成績等の概況〕
・経営管理上重要な指標
・主要な設備や研究開発活動に関する状況
・適時開示を行った事象が当四半期連結累計期間の決算に与える影響
（例）企業結合関係、子会社の取得等による四半期業績への具体的な影響、など
※その他、半期報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」として開示が求められている事項を参考にすることが考えられます。

〔財務諸表及び注記事項〕
・連結キャッシュ・フロー計算書
・財務諸表に係る注記
－ 貸借対照表関係の注記／損益計算書関係の注記
－ 金融商品関係の注記／有価証券関係の注記／デリバティブ関係の注記
－ 重要な後発事象の注記、など